

# 小山町 子ども・子育て支援事業計画



小 山 町

平成27年3月



# はじめに



すべての子どもたちが笑顔でいきいきと暮らし健全に成長できる環境づくりは、私たち大人の責務であり、みんなの願いです。しかし近年、ライフスタイルの変化により子育て環境も大きく変化しています。核家族化の進行、就労形態の多様化、近所や地域関係の希薄化などにより子育て中の保護者が抱える負担感や不安感は増加しており、それに伴って厳しい環境におかれている子どもたちも増えています。

また、少子化の進行が私たちの社会の仕組み全般に与える影響も、深刻な問題となっています。このような現状を解決するため、国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定、この3法に基づいた新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から施行する予定です。

本町におきましても、平成21年度に「小山町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「ともに支えあい、健康で安心して子育て・子育てができる金太郎の郷」の基本理念のもと、町民、地域、行政による子育て環境の整備に取り組んできました。このたび、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として、「小山町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、町民の皆様をはじめ、関係機関・関係団体等とさらに連携・協働を進めながら、具体的施策・事業を展開し、基本理念の具現化を目指していきたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたり、熱心に御協議いただきました小山町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力いただきました町民の皆様並びに関係者の皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

平成27年3月

小山町長 込山 正秀



# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制等.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
1 子育て環境の現状.....	6
2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査.....	13
3 人口推計.....	21
4 子どもと家庭を取り巻く現状と課題.....	23
第3章 子ども・子育て支援事業計画.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本的な視点.....	27
3 基本目標.....	28
4 施策の体系.....	30

## 第2部 施策の方向と展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり.....	33
1 教育・保育提供区域の設定.....	33
2 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備.....	34
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備.....	37
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の整備.....	49
基本目標2 子どもの最善の利益を支えるしくみづくり.....	50
1 健康で楽しく子育てができる地域づくり.....	50
2 子どもの人権を大切にする地域づくり.....	56
3 支援を要する子どもや家庭を支える仕組みの充実.....	57
基本目標3 子どもを産み育てる喜びを分かち合える地域社会の形成.....	60
1 子育て支援基盤の充実.....	60
2 子どもの生きる力の育成.....	63
3 働きながら子育てすることができるしくみづくり.....	65
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり.....	67
1 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備.....	67
2 犯罪や災害等から子どもの安全を確保する体制の整備.....	68

### 第3部 計画の推進に向けた体制

- 1 行政、住民、地域団体、企業等の役割..... 73
- 2 計画の推進体制..... 74

### 資 料 編

- 資料1 小山町子ども・子育て支援事業計画策定経過..... 77
- 資料2 小山町子ども・子育て会議条例..... 78
- 資料3 小山町子ども・子育て会議条例施行規則..... 79
- 資料4 小山町子ども・子育て会議委員..... 80

# 第1部 総論





## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

近年、家族形態の多様化や、地域社会の変化、就労環境の変化等により、子どもとその家族を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、少子高齢化の急速な進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

そのため、少子化対策として、子ども・子育て家庭に対する支援のあり方が、社会全体における喫緊の課題となっています。

このような状況下、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組みを進めてきました。

本町も、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から平成26年度までを計画期間とする『小山町次世代育成支援行動計画』を策定し、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画として、子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援施策を計画的に推進してきました。

国においては、年間出生数は減少傾向がやや緩やかになり、平成25年は約103万人となりましたが、死亡数は約128万人と出生数を上回り、人口の自然減が依然として続いています。

こうした中、国は更なる少子化対策を進めるため、子どもを産み、育てやすい社会の創設を目指して、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」を開始することとしました。

本町においても、少子化対策は重要性を増しており、また、就学前からの子どもの保育・教育は、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要であることから、子育ては、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」ことを基本としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築していく必要があるため、「小山町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



#### 子ども・子育て支援新制度への対応

平成27(2015)年度から実施する「子ども・子育て支援新制度」は、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することを目指しています。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画の性格

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けて一体的に策定するものです。

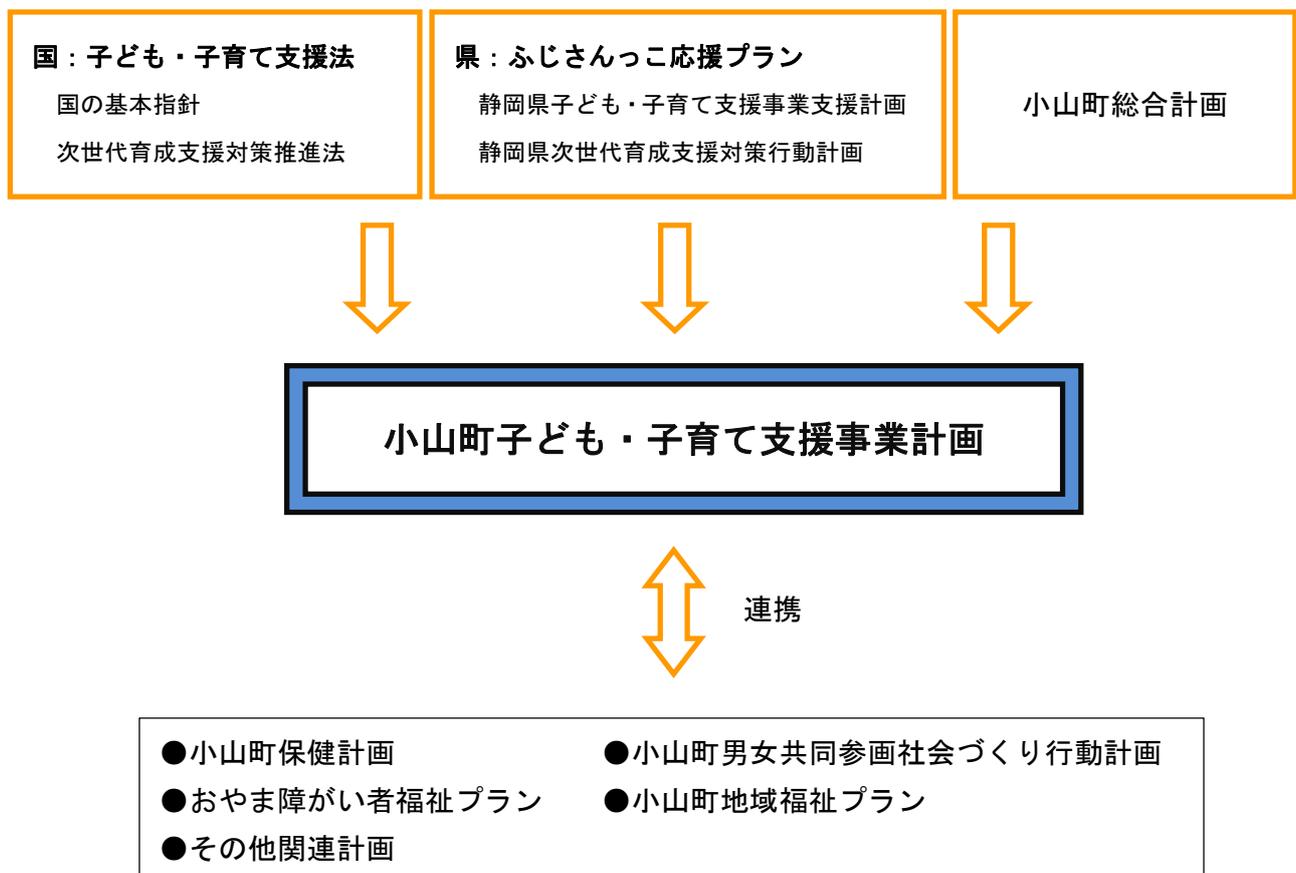
この計画は、子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するため、さらには、子どもとその家庭にかかわる施策の総合的な展開を図るためのものです。

### (2) 他の計画との関係

計画の策定にあたっては、国の基本指針及び静岡県が策定するふじさんっこ応援プランとの整合を図ります。

また、子ども・子育て施策に関係する本町の各分野の計画と連携・整合を図るとともに、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図りながら、計画を策定したものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



### 3 計画の期間

この計画は、平成 27 (2015) 年度を初年度とし、平成 31 (2019) 年度までの 5 年間で計画期間とします。

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		第1期 小山町子ども・子育て支援事業計画 第3期 小山町次世代育成支援行動計画				
小山町次世代育成支援行動計画（後期計画）						

※ 子どもとその家族を取り巻く社会情勢や関連する法律、制度などに変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画の策定体制等

この計画の策定にあたっては、就学前児童（0～5歳）の保護者と、小学生児童（小学1年生から小学4年生まで）の保護者へのニーズ調査を実施するとともに、児童福祉経験者や学識経験者のほか、町民代表である公募委員などで構成する「子ども・子育て会議」において内容の検討を行い、策定作業を進めてきました。

#### （1）ニーズ調査の実施

町民の意向をこの計画に反映するために、就学前児童の保護者と小学生（小1～小4）の保護者を対象に、保護者の就労状況や、子どもの育ちをめぐる環境、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の各事業の利用状況や利用希望などを伺うニーズ調査を実施しました。

#### （2）子ども・子育て会議の設置

この計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条第1項に基づき、関係者等による「小山町子ども・子育て会議」を設置し意見を求めました。会議では、ニーズ調査結果や施策・事業の進捗状況、パブリックコメント等の結果を踏まえ、小山町子ども・子育て支援事業計画の審議を行いました。

#### （3）パブリックコメントの実施

この計画を議論する上での参考とするため、ホームページ等において計画素案を広報し、広く町民の意見を募りました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 子育て環境の現状

#### (1) 人口の推移 ～人口減少及び少子高齢化の進行～

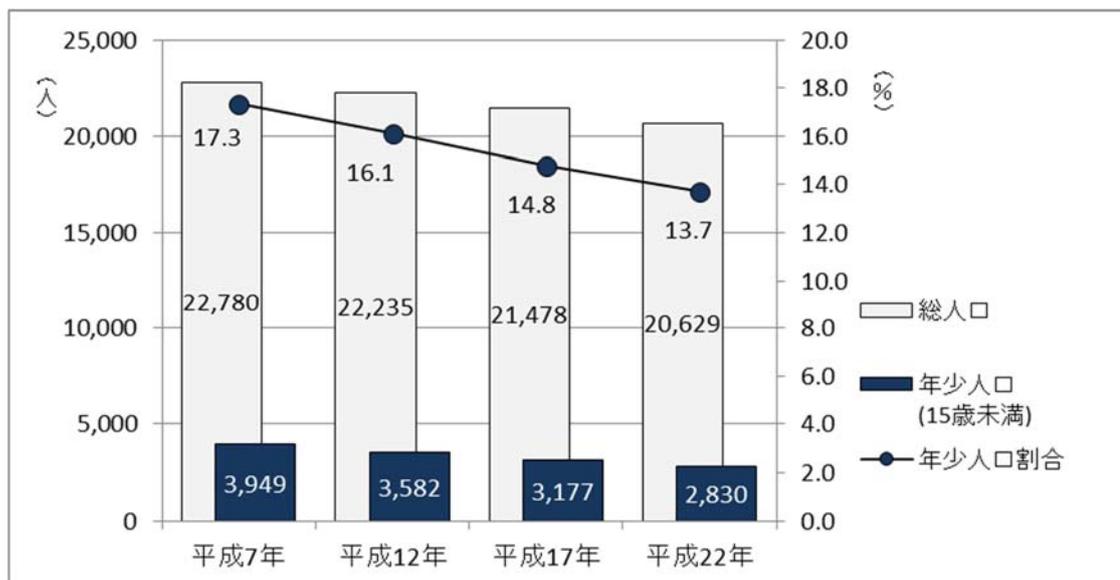
##### ア. 総人口と年少人口割合の推移

町の総人口の推移を国勢調査で見ると、人口減少が続き、平成22年は20,629人となり、平成26年10月1日現在の住民基本台帳では、19,608人となっています。

年少人口（15歳未満）については、総人口を上回る率で減少が続いており、平成22年は2,830人となり、平成7年から千人余り減少しています。また、総人口に占める年少人口の割合は13.7%と、平成7年（17.3%）より3.6ポイントの減少になっています。

なお、平成26年10月1日現在の住民基本台帳では、年少人口は2,480人、総人口に占める割合は12.7%となっており、さらに少子化が進行しています。

●総人口と年少人口の割合



資料: 国勢調査

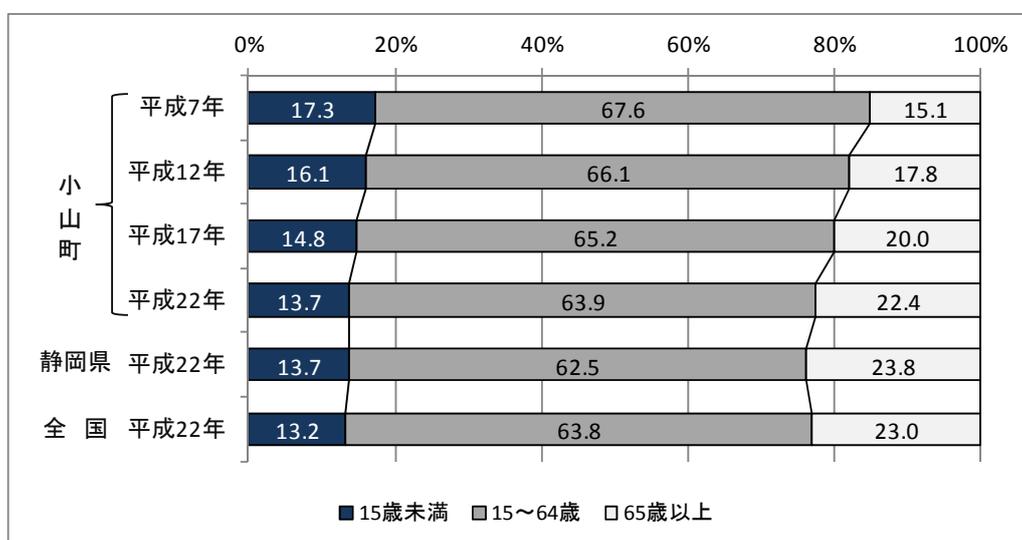
イ. 年齢3区分別人口比率の推移

町の年齢3区分別人口比率の推移をみると、15歳未満の年少人口比率は低下が続き、平成22年は13.7%になり、静岡県とは同率で、全国（13.2%）より若干高くなっています。

また、15～64歳の生産年齢人口比率も低下が続き、平成22年は63.9%となっていますが、65歳以上の高齢者人口比率は上昇して平成22年は22.4%となっています。

なお、平成26年10月1日現在の住民基本台帳では、年少人口比率は12.7%、生産年齢人口比率は61.1%、高齢者人口比率は26.1%となっており、さらに少子高齢化が進行しています。

●年齢3区分別人口構成比



資料: 国勢調査



電車ごっこ2歳児（保育園）

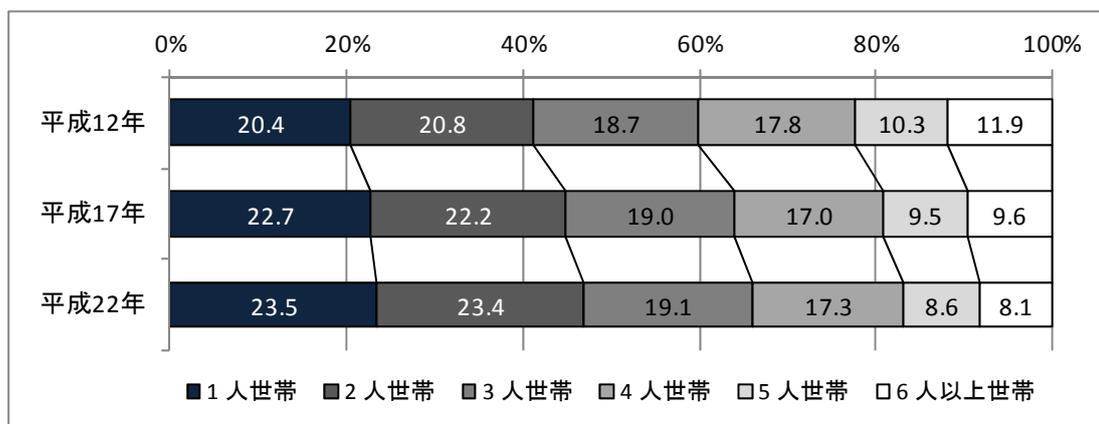
(2) 世帯の状況 ～世帯人数の減少，核家族化の進行～

世帯数の総数は、平成22年は6,512世帯となり、平成17年よりも減少しているものの、平成12年から50世帯余り増加しています。

世帯人数をみると、1人世帯、2人世帯の比率が高くなっており、5人世帯及び6人以上世帯の比率は低下し、世帯人数の減少及び核家族化の傾向がうかがえます。

また、子どものいる世帯は減少しており、平成22年は6歳未満の子どものいる世帯は790世帯で全世帯に占める比率は12.1%、18歳未満の子どものいる世帯は、1,891世帯で全世帯に占める比率は29.0%となり、子どものいる世帯の多くが核家族世帯となっています。

●世帯人数構成比



区分	平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯	%	世帯	%	世帯	%
1人世帯	1,319	20.4	1,496	22.7	1,529	23.5
2人世帯	1,341	20.8	1,467	22.2	1,522	23.4
3人世帯	1,210	18.7	1,255	19.0	1,244	19.1
4人世帯	1,153	17.8	1,122	17.0	1,126	17.3
5人世帯	668	10.3	630	9.5	562	8.6
6人以上世帯	769	11.9	631	9.6	529	8.1
総数	6,460	100.0	6,601	100.0	6,512	100.0

●子どものいる世帯

区分	世帯	世帯総数	6歳未満の子どものいる世帯		18歳未満の子どものいる世帯	
			世帯	うち核家族世帯	世帯	うち核家族世帯
平成17年	世帯	6,601	878	568	2,074	1,223
	比率	100.0%	13.3%	8.6%	31.4%	18.5%
平成22年	世帯	6,512	790	527	1,891	1,164
	比率	100.0%	12.1%	8.1%	29.0%	17.9%

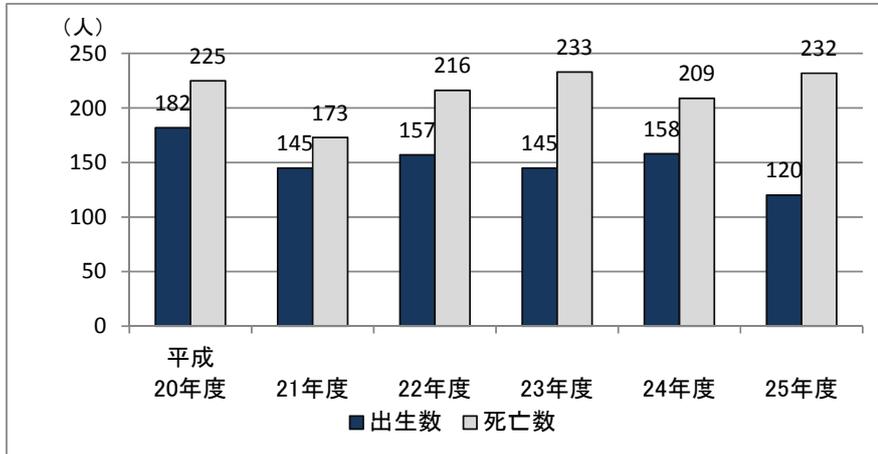
資料：国勢調査

(3) 人口動態 ～自然動態の減少、社会動態の減少が続く～

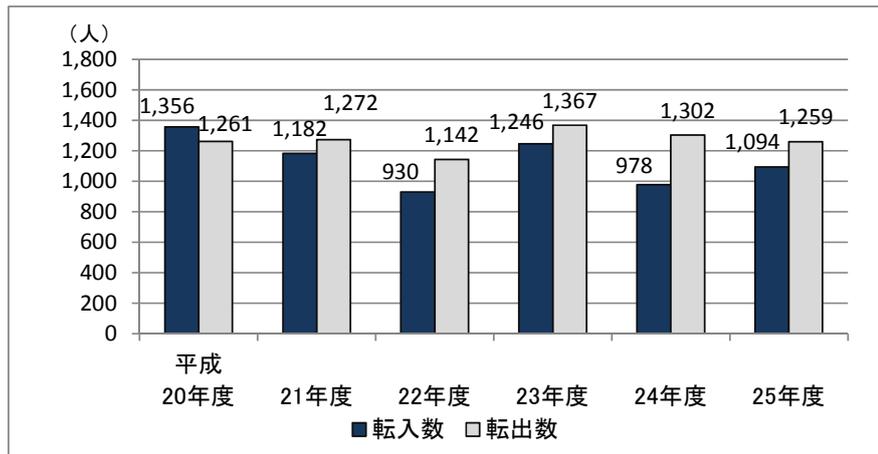
自然動態については、死亡数が出生数を上回るという自然減が続いています。

社会動態も転出数が転入数を上回るという社会減が概ね続いており、特に平成24年度の社会減は大きく、324人となっています。

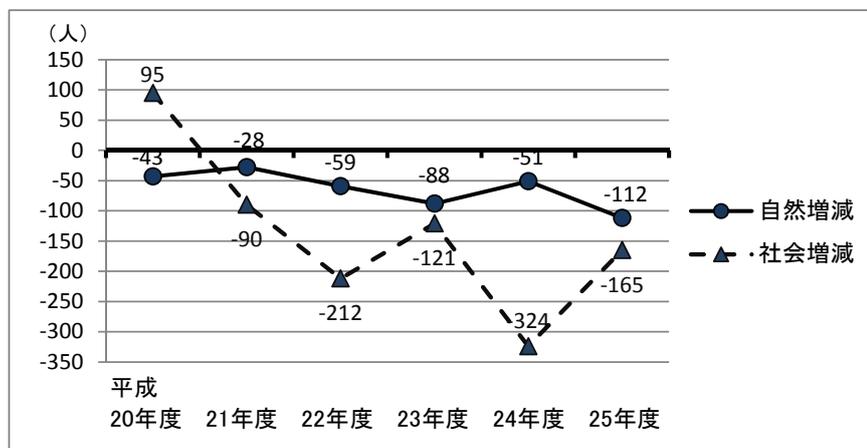
●自然動態



●社会動態



●自然動態及び社会動態の増減数



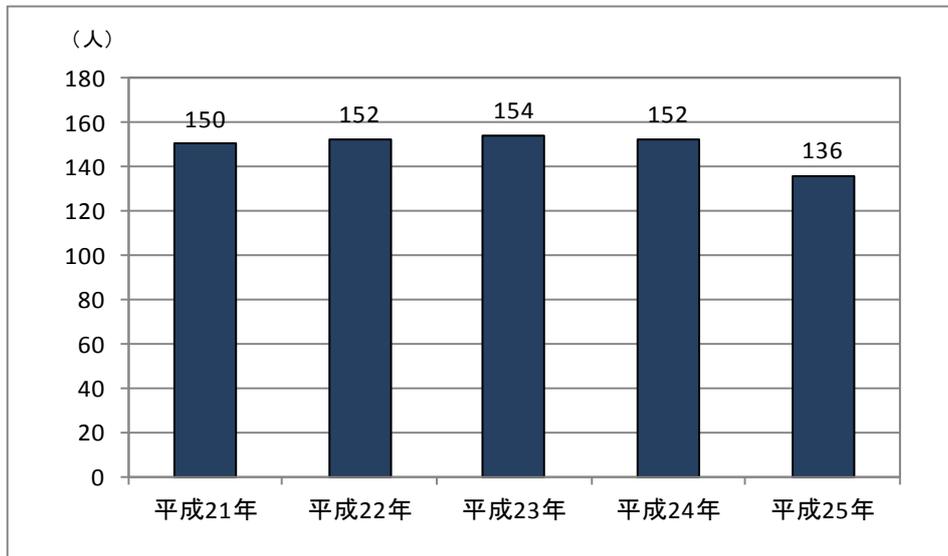
資料: 小山町の統計

#### (4) 出生の動向

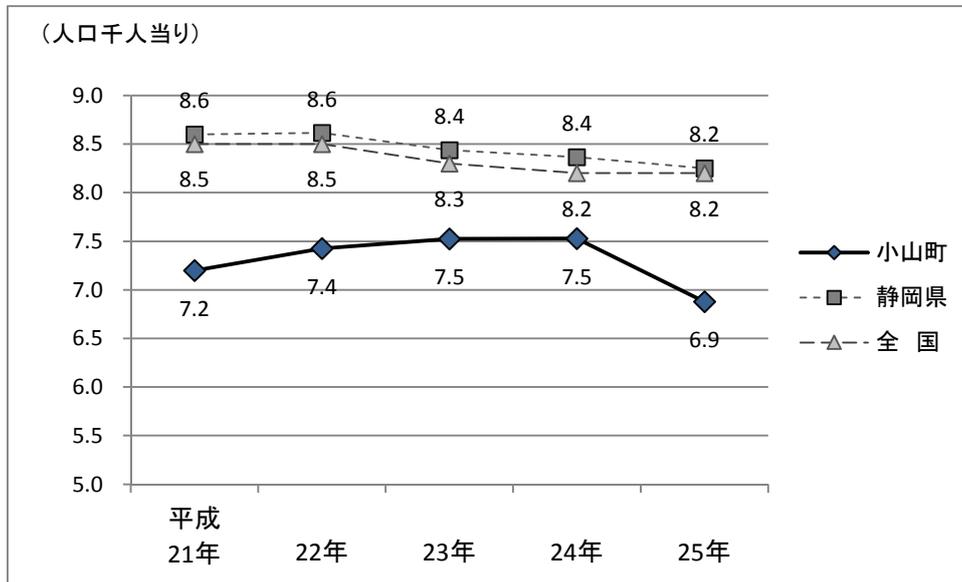
町の出生数は減少が続いており、平成25年は136人となっています。

人口1,000人に対する出生率についても、平成21年から平成24年までは7.2から7.5で推移していましたが、平成25年は6.9となり、静岡県及び全国平均よりも低い推移となっています。

##### ●出生数



##### ●出生率



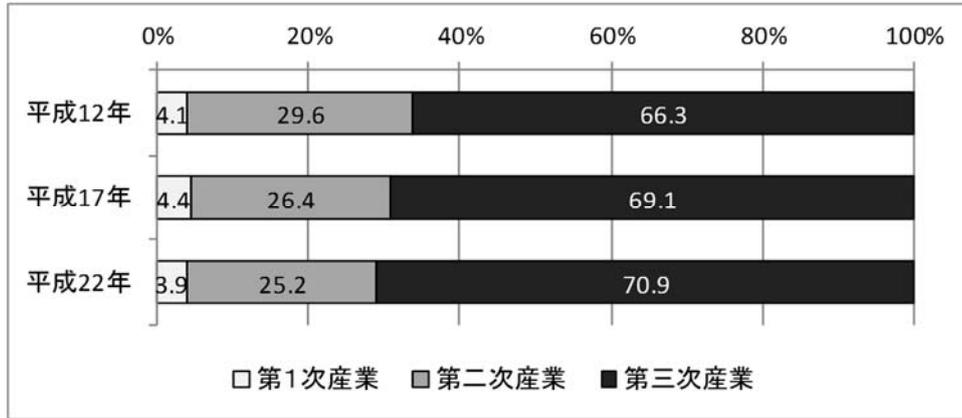
資料:静岡県人口動態統計(各年12月末現在)

(5) 産業・就業の動向

ア. 産業別就業状況

産業別就業人口比率の推移をみると、町は第三次産業の比率が伸びており、平成22年は約7割と大多数を占めています。

●産業別就業人口比率

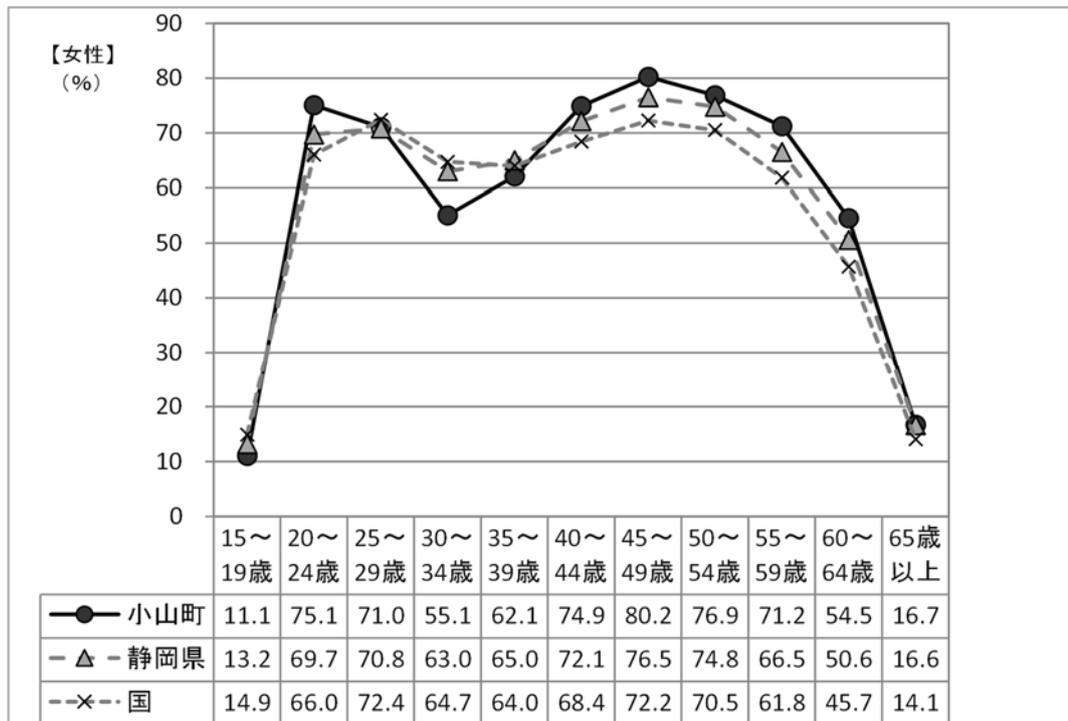


資料：国勢調査

イ. 女性の就業状況

女性の年齢階層別の就業率の状況をみると、結婚・出産・子育てを期に一旦就業を退き、子育てが一段落した頃に再び就業するという“M字型”の状況がみられます。町の場合、20歳代は就労率が7割台と高いものの、30～34歳では5割台にまで下がり、県及び国よりも低いため、M字型がきわだっています。

●女性就業率



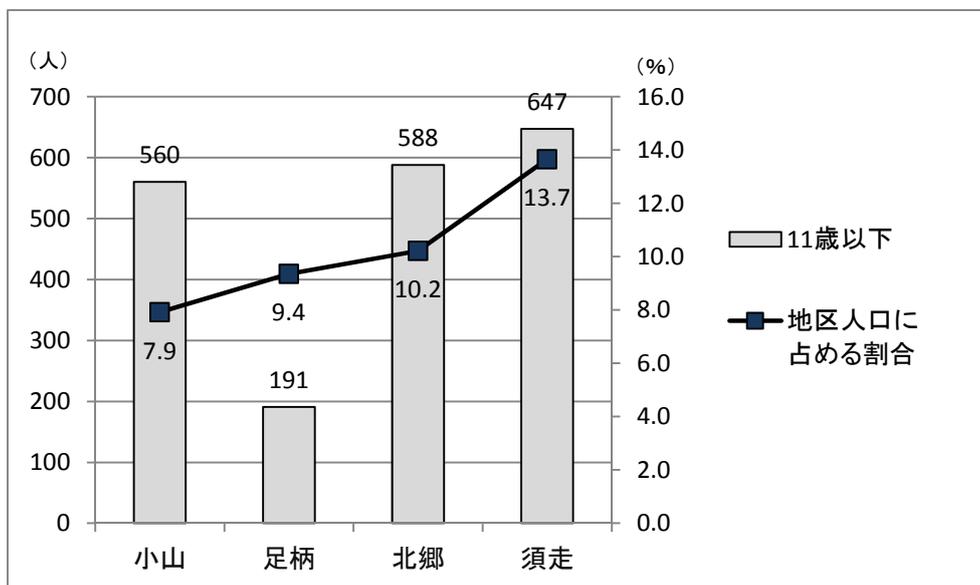
資料：国勢調査

(6) 地区別の状況

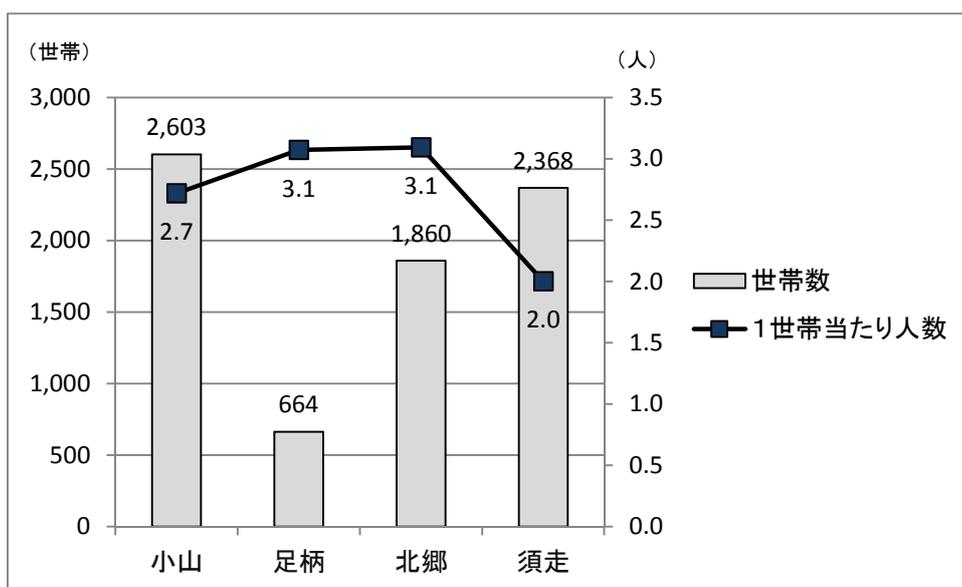
平成26年9月1日現在の11歳以下の子ども的人数を地区別にみると、須走地区が647人と最も多く、地区人口に占める割合も13.7%と最も高くなっています。一方、足柄地区は子ども的人数が191人と少なく地区人口に占める比率が1割を割っています。また、小山地区は地区人口に占める11歳以下の人口比率が最も低く、7.9%となっています。

世帯状況は、足柄地区及び北郷地区は、1世帯当たり人数は3.1人となっていますが、小山地区及び須走地区は世帯数が多いものの、1世帯当たり人数は3人を割り、特に須走地区は2.0人と少ない状況となっています。

●地区別の11歳以下の人口及び割合



●地区別世帯数及び1世帯当たり人数



資料：住民基本台帳（平成26年9月1日現在）

## 2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

### (1) 調査概要

この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者（以下「就学前児童」という。）・小学1～4年生の保護者（以下「小学生」という。）の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「小山町子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

#### ●調査概要

調査対象地域	小山町全域
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	・就学前児童のいる世帯：就園児→園経由にて配布・回収 未就園児→郵送にて配布・回収 ・小学生（小学1～4年生）のいる世帯： 町内小学生→学校経由にて配布・回収 町外小学生→郵送にて配布・回収
調査期間	平成25年11月～12月

#### ●回収結果

	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	919件	692件	75.3%
小学生	592件	514件	86.8%

### (2) 調査結果の概要

#### ア. 家庭類型について（就学前児童のみ対象）

ニーズ調査の結果を活用し、現状の就労状況等からみる家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）及び希望する就労状況等からみる潜在的家庭類型の分類を行いました。

#### ●家庭類型の種類

※小山町では下限時間を64時間で設定しています。

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム※ <sup>1</sup>
タイプC	フルタイム×パートタイム※ <sup>2</sup> (就労時間:月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム※ <sup>3</sup> (就労時間:双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無職×無職

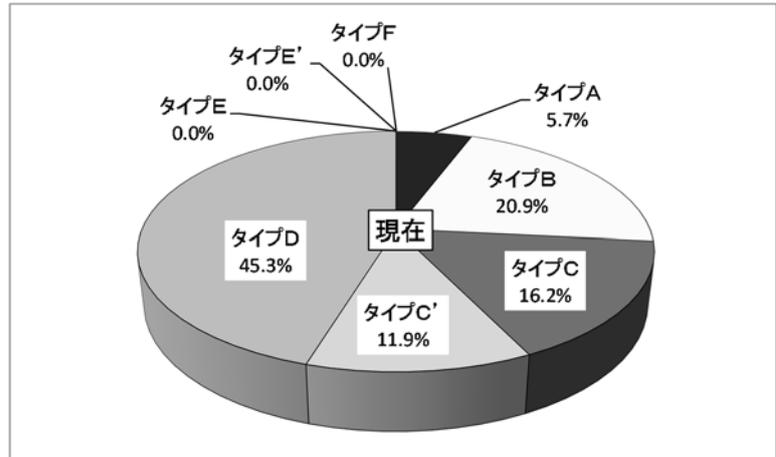
※<sup>1</sup> フルタイム×フルタイム：両親2人がフルタイム労働しているということです。

※<sup>2</sup> フルタイム×パートタイム：両親のどちらかがフルタイム労働で、もう一方がパートタイム労働をしているということです。

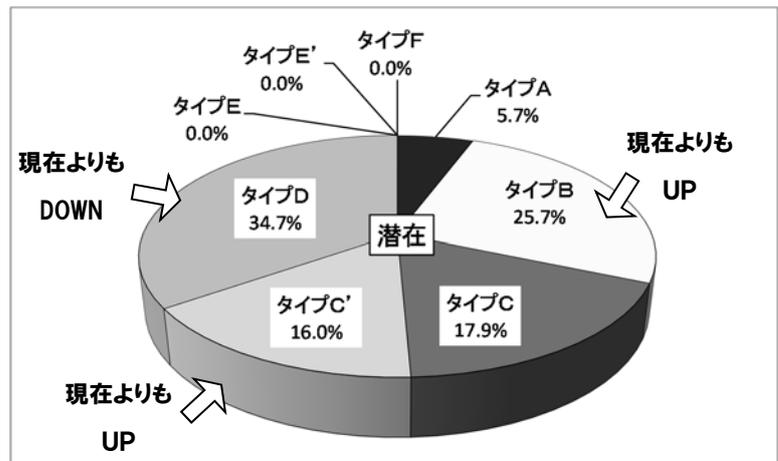
※<sup>3</sup> パートタイム×パートタイム：両親2人がパートタイム労働をしているということです。

その結果、町では、タイプB（フルタイム×フルタイム）のパターンが増え、タイプD（専業主婦（夫））の比率が減少することが予想される結果となりました。

集計 (合計)	現在	
	実数	割合
A	33	5.7%
B	121	20.9%
C	94	16.2%
C'	69	11.9%
D	263	45.3%
E	0	0.0%
E'	0	0.0%
F	0	0.0%
全体	580	100.0%



集計 (合計)	潜在	
	実数	割合
A	33	5.7%
B	149	25.7%
C	104	17.9%
C'	93	16.0%
D	201	34.7%
E	0	0.0%
E'	0	0.0%
F	0	0.0%
全体	580	100.0%



レッツ5ファーム栽培活動（保育園）

イ. 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

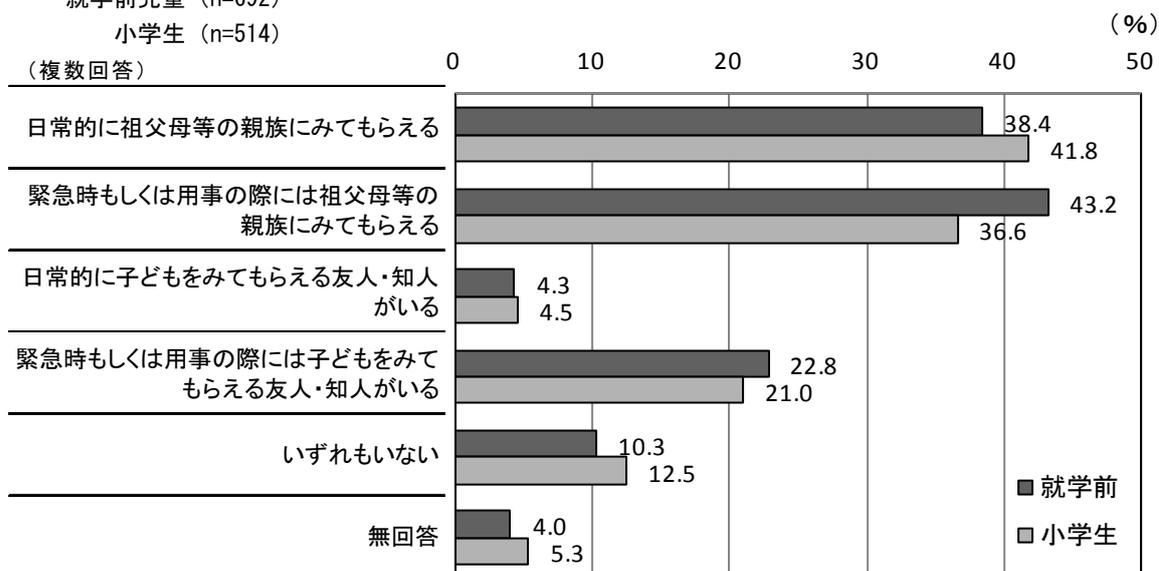
就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる(43.2%)」が最も多く、小学生では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる(41.8%)」が最も多くなっています。

区域別にみると、北郷地区は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が56.7%に上る一方、須走地区は13.1%にとどまり、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる(36.0%)」及び「いずれもない(24.2%)」が他地区よりも高い比率となっています。

●子どもをみてもらえる親族や友人・知人

就学前児童 (n=692)

小学生 (n=514)



《就学前児童：区域別》

(単位：上段件数、下段%)

	合計	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答
全体	692 100.0	266 38.4	299 43.2	30 4.3	158 22.8	71 10.3	28 4.0
小山地区	168 100.0	80 47.6	89 53.0	10 6.0	32 19.0	8 4.8	7 4.2
足柄地区	63 100.0	29 46.0	28 44.4	2 3.2	5 7.9	2 3.2	4 6.3
北郷地区	217 100.0	123 56.7	110 50.7	5 2.3	33 15.2	4 1.8	8 3.7
須走地区	236 100.0	31 13.1	71 30.1	12 5.1	85 36.0	57 24.2	8 3.4
無回答	8 100.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5	3 37.5	-	1 12.5

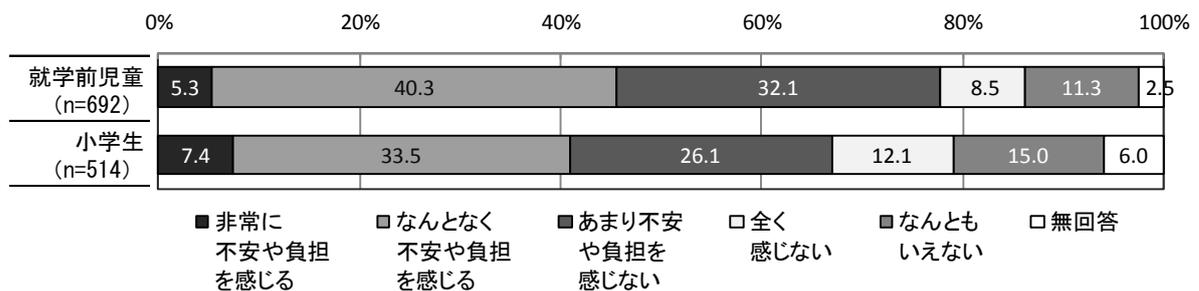
ウ. 子育てに関する不安感や負担感

就学前児童、小学生ともに、前回調査（第2期小山町次世代育成支援行動計画アンケート調査結果報告書）と比較すると、不安を感じている割合（「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の合計）は低下しているものの、就学前児童では45.6%、小学生では40.9%と高い比率となっています。

悩んでいること、気になることは、就学前児童、小学生ともに「子どもを叱りすぎているような気がする」と最も多く、次いで「子どもの教育に関する」となっています。

前回調査  
《不安を感じている比率》  
就学前児童:50.1%  
小学生:46.1%

●子育てに関する不安感や負担感



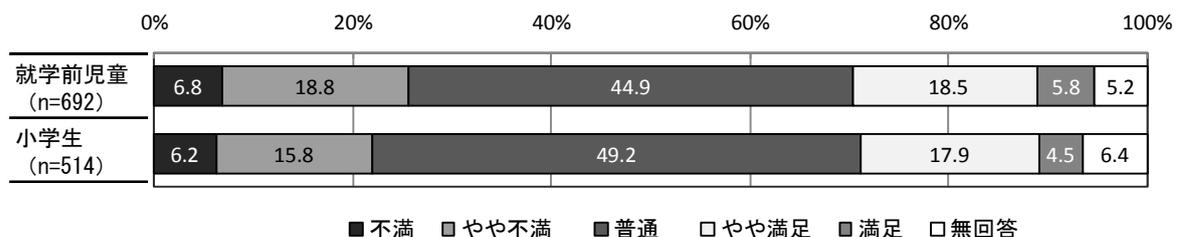
《悩んでいること、気になること》

就学前児童				小学生			
順位	項目	件数	%	順位	項目	件数	%
1位	子どもを叱りすぎているような気がする	261	37.7	1位	子どもを叱りすぎているような気がする	184	35.8
2位	子どもの教育に関する	248	35.8	2位	子どもの教育に関する	162	31.5
3位	病気や発達・発達に関する	207	29.9	3位	子どもとの時間を十分にとれない	125	24.3

エ. 小山町の子育て環境や支援への満足度

町の子育て環境や支援については、「不満」と「やや不満」の合計は、就学前児童では25.6%、小学生は22.0%となります。「やや満足」と「満足」の合計は、就学前児童では24.3%、小学生では22.4%となり、不満と満足とがほぼ同程度となっています。

●小山町の子育て環境や支援への満足度



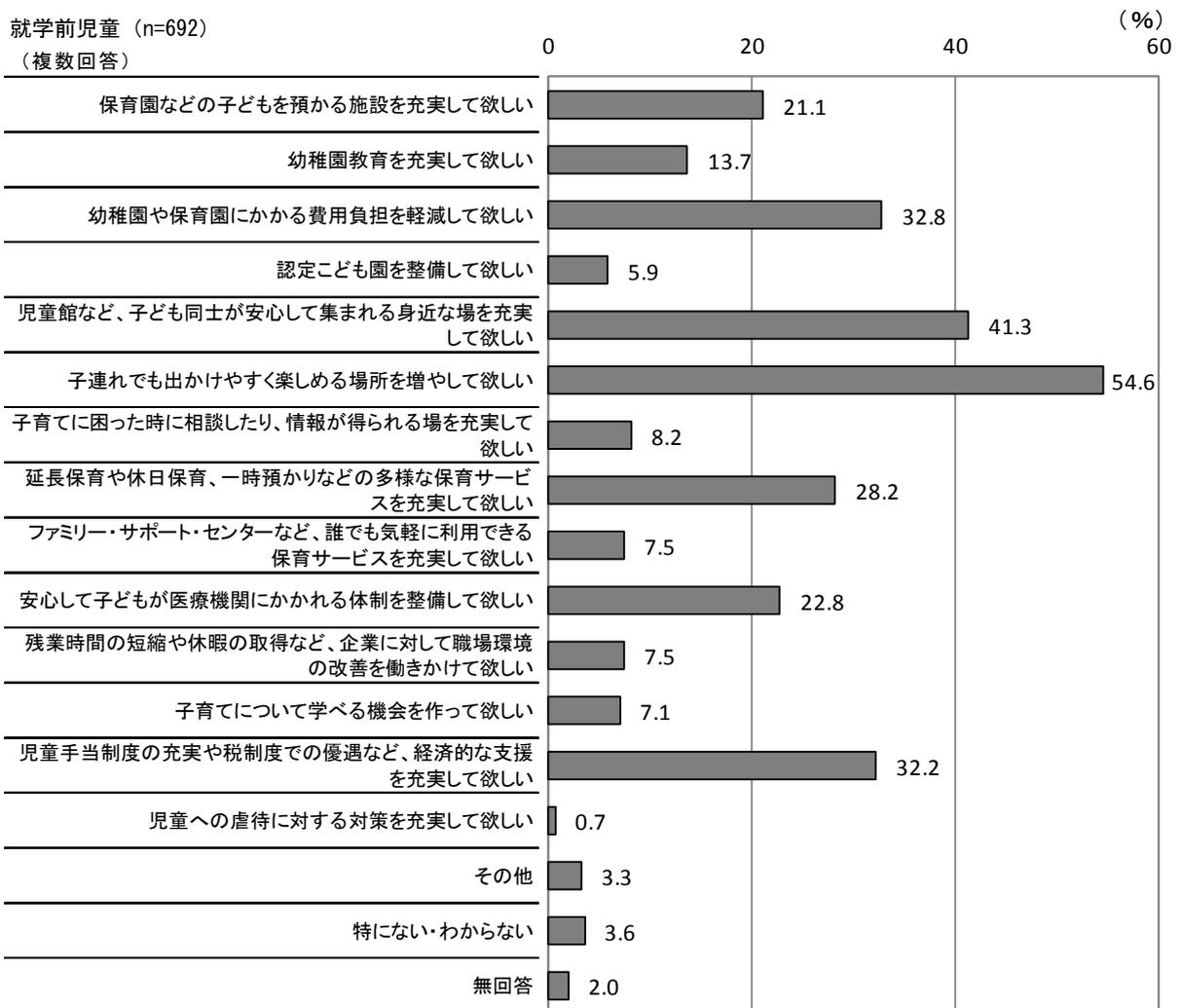
才. 町に期待する子育て支援施策

就学前児童では、町全体でみると、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が54.2%と最も高くなっています。

区域別では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」は小山地区で特に割合が高く、64.3%となっています。また、須走地区は「延長保育や休日保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを充実して欲しい」割合が4割強と他地区よりも高くなっています。

小学生は、町全体では、「児童館など、子ども同士が安心して集まれる身近な場を充実して欲しい」が52.3%と最も高くなっています。地区別では、大きな差はみられません。

●町に期待する子育て支援施策（就学前児童）



第1部 総論  
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

《就学前児童：区域別》

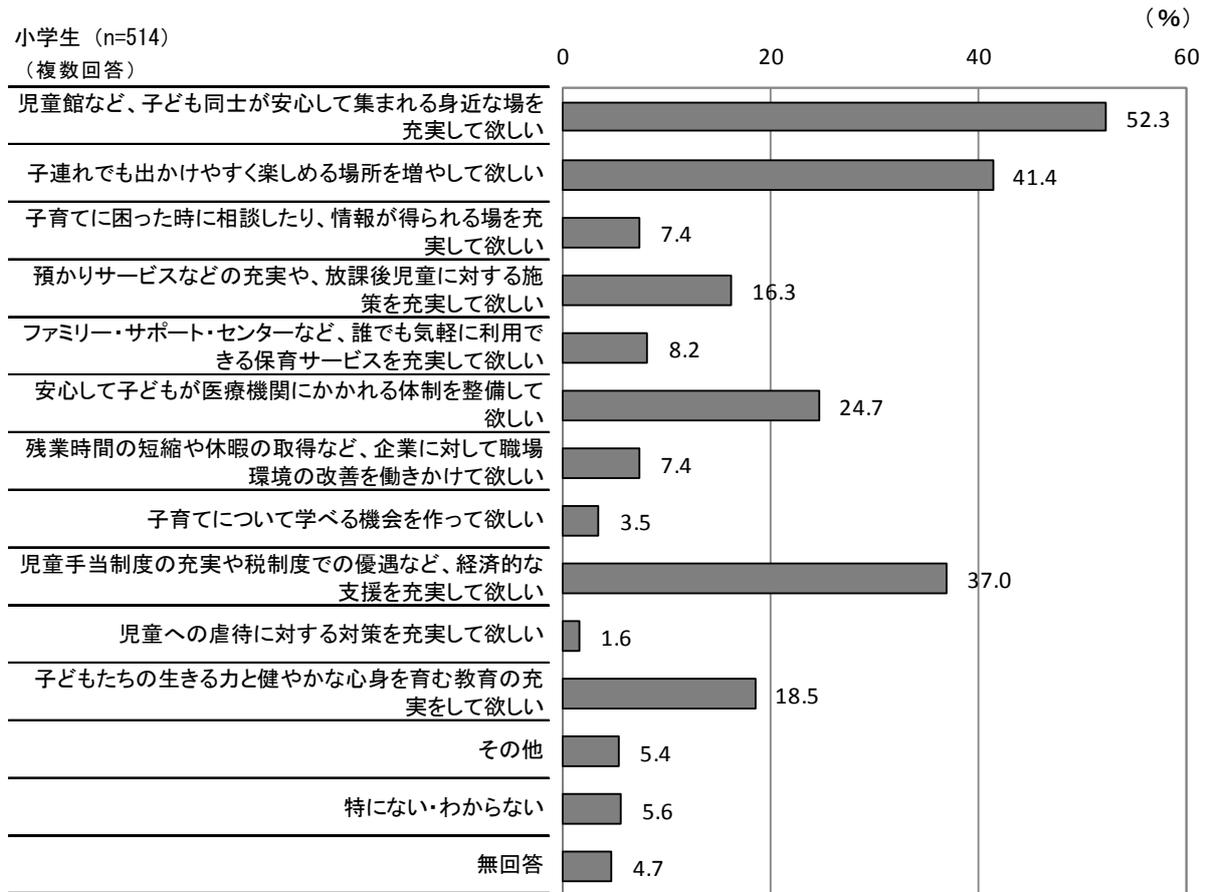
(単位：上段件数、下段%)

	合計	保育園などの子どもを預かる施設を充実して欲しい	幼稚園教育を充実して欲しい	幼稚園や保育園にかかる費用負担を軽減して欲しい	認定こども園を整備して欲しい	児童館など、子ども同士が安心して集まれる身近な場を充実して欲しい	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場を充実して欲しい	延長保育や休日保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを充実して欲しい
全体	692 100.0	146 21.1	95 13.7	227 32.8	41 5.9	286 41.3	378 54.6	57 8.2	195 28.2
小山地区	168 100.0	36 21.4	14 8.3	57 33.9	6 3.6	87 51.8	108 64.3	17 10.1	38 22.6
足柄地区	63 100.0	8 12.7	11 17.5	20 31.7	9 14.3	21 33.3	33 52.4	3 4.8	13 20.6
北郷地区	217 100.0	36 16.6	23 10.6	83 38.2	6 2.8	89 41.0	131 60.4	14 6.5	41 18.9
須走地区	236 100.0	62 26.3	46 19.5	63 26.7	19 8.1	85 36.0	103 43.6	23 9.7	100 42.4
無回答	8 100.0	4 50.0	1 12.5	4 50.0	1 12.5	4 50.0	3 37.5	-	3 37.5
	ファミリー・サポート・センターなど、誰でも気軽に利用できる保育サービスを充実して欲しい	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい	残業時間の短縮や休暇の取得など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	子育てについて学べる機会を作って欲しい	児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援を充実して欲しい	児童への虐待に対する対策を充実して欲しい	その他	特にない・わからない	無回答
全体	52 7.5	158 22.8	52 7.5	49 7.1	223 32.2	5 0.7	23 3.3	25 3.6	14 2.0
小山地区	8 4.8	38 22.6	11 6.5	15 8.9	60 35.7	2 1.2	5 3.0	2 1.2	3 1.8
足柄地区	5 7.9	9 14.3	5 7.9	3 4.8	19 30.2	1 1.6	2 3.2	4 6.3	1 1.6
北郷地区	11 5.1	42 19.4	17 7.8	15 6.9	78 35.9	1 0.5	8 3.7	9 4.1	4 1.8
須走地区	28 11.9	68 28.8	17 7.2	15 6.4	64 27.1	1 0.4	8 3.4	10 4.2	6 2.5
無回答	-	1 12.5	2 25.0	1 12.5	2 25.0	-	-	-	-



ハロウィンパーティー（保育園）

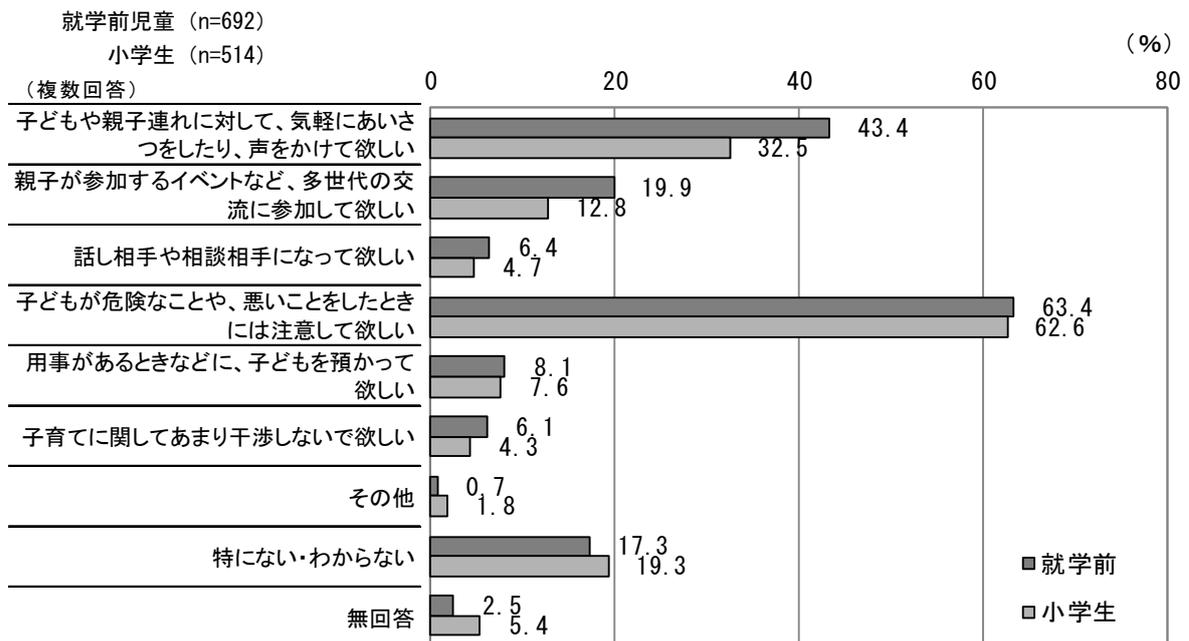
●町に期待する子育て支援施策（小学生）



力. 地域の人に望むこと

就学前児童及び小学生ともに、「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意して欲しい」が6割強と最も多くなっています。次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつをしたり、声をかけて欲しい」が多くなっています。

●地域の人に望むこと

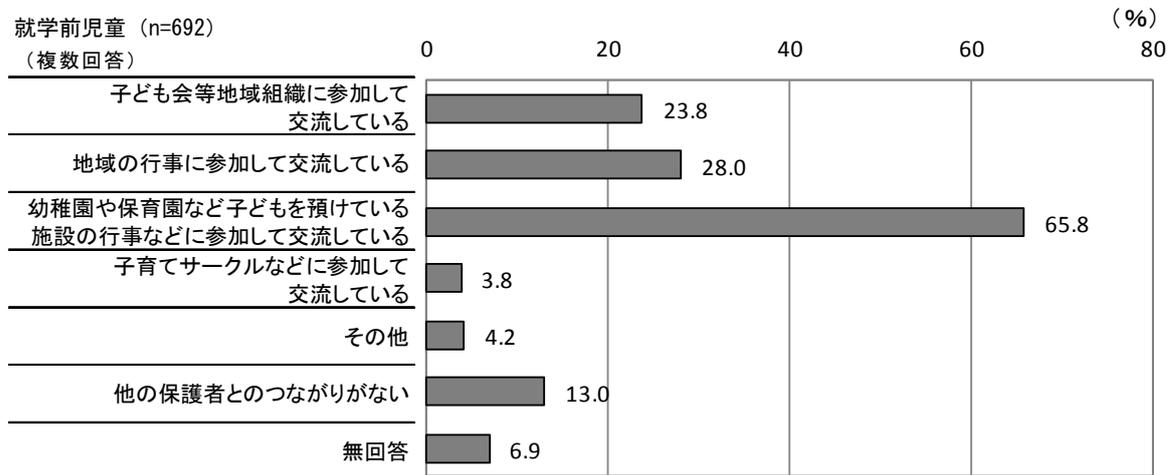


キ. 保育園、幼稚園等での保護者同士のつながりなどがありますか（就学前児童のみ対象）

保護者同士のつながりなどについては、「幼稚園や保育園など子どもを預けている施設の行事などに参加して交流している」が最も多く、65.8%となっています。

年齢別にみると、3歳未満は「他の保護者とのつながりがない」が比較的多く、2割台となっています。

●保護者同士のつながり



《保護者同士のつながり：年齢別》（単位：上段件数、下段%）

	合計	子ども会等 地域組織に 参加して交 流している	地域の行事 に参加して交 流している	幼稚園や保 育園など子 どもを預け ている施設 の行事など に参加して交 流している	子育てサー クルなどに 参加して交 流している	その他	他の保護者 とのつなが りがない	無回答
全体	692 100.0	165 23.8	194 28.0	455 65.8	26 3.8	29 4.2	90 13.0	48 6.9
0歳	61 100.0	6 9.8	9 14.8	21 34.4	5 8.2	4 6.6	17 27.9	9 14.8
1・2歳	177 100.0	21 11.9	34 19.2	85 48.0	8 4.5	8 4.5	44 24.9	21 11.9
3～5歳	446 100.0	135 30.3	149 33.4	345 77.4	12 2.7	17 3.8	28 6.3	17 3.8
無回答	8 100.0	3 37.5	2 25.0	4 50.0	1 12.5	-	1 12.5	1 12.5



水あそび（保育園）

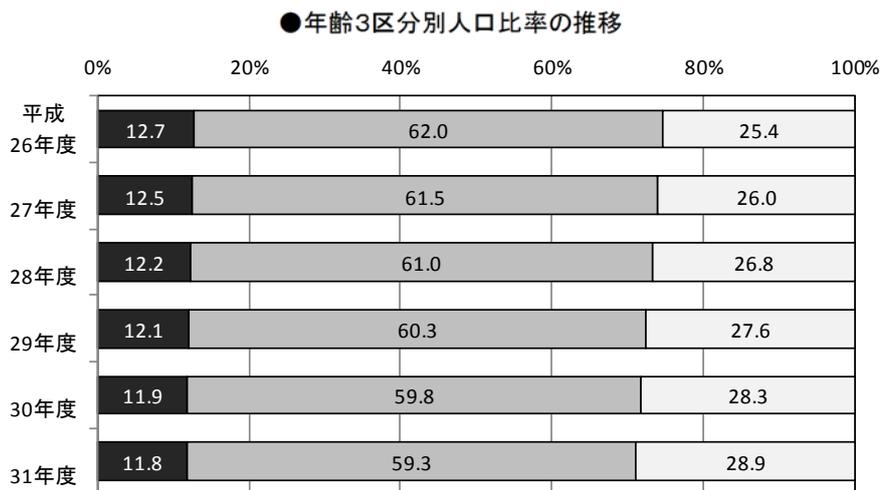
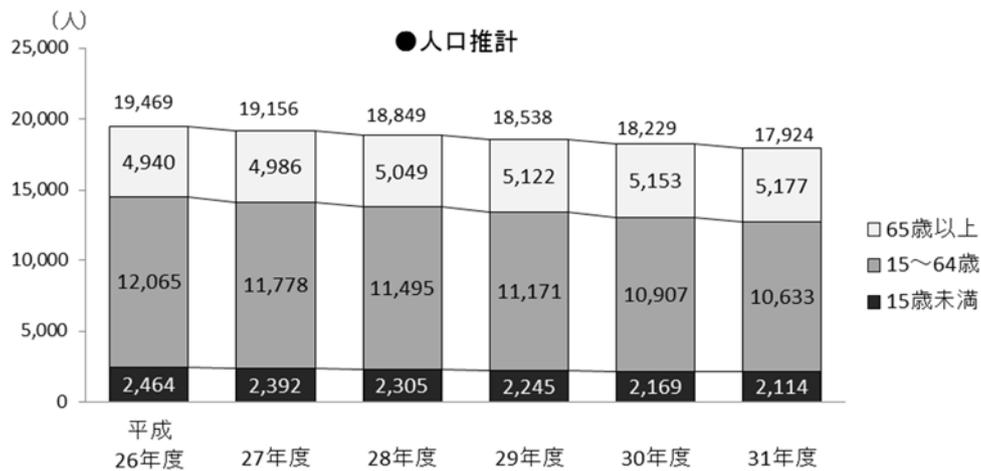
### 3 人口推計

人口推計については、平成27年度から5年間の保育量等の事業量を算出するという目的を踏まえ、現状に近い形での推移を想定し、平成21年度から平成25年度までの県年齢別人口推計によるデータを用い、コーホート変化率法により推計を行っています。

#### (1) 総人口の推計

総人口は、平成26年度から計画期間の最終年度である平成31年度までに、約1,500人が減少し、1万8千人を割る推計結果となっています。

年齢3区分別人口比率をみると、15歳未満の年少人口は減少して約2,100人となり、総人口に占める比率は11.8%となることが予想されます。15歳～64歳の生産年齢人口も減少し、総人口に占める比率が低下することが予想され、65歳以上の老年人口が増加し、総人口に占める比率は28.9%に上昇することが予想されます。



#### コーホート変化率法

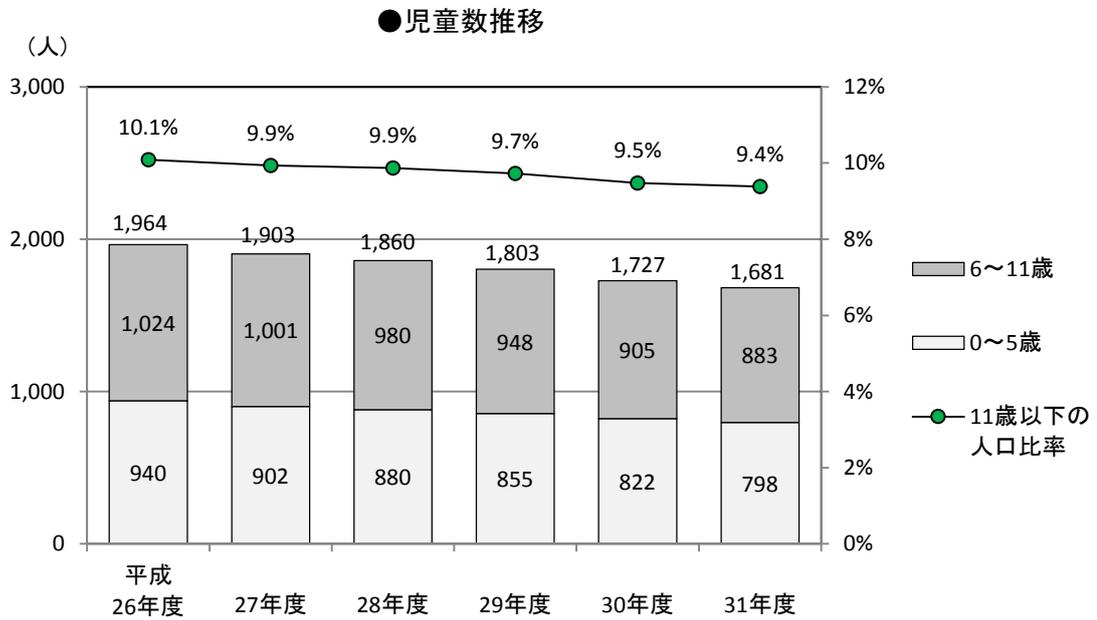
■ 15歳未満 □ 15～64歳 □ 65歳以上

コーホート変化率法とは、各コーホート(同時出生集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、この方法を用いることが多くなっています。

(2) 児童数（0歳～11歳）

11歳以下の人口推計の結果は、平成26年度から平成31年度までに280人程度減少し、0歳～5歳の人口は798人、6歳～11歳は883人となり、合計すると1,681人で、総人口の9.4%となることが予想されます。



ボール遊び 2歳児（保育園）

## 4 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

### (1) 子育て家庭の不安や負担の軽減、孤立感の解消への取組み

町では、子どもと保護者の交流の場としてぺんぎんランド（子育て支援センター）を開設している他、妊婦検診や乳児家庭全戸訪問事業、こども相談員の設置、各種健診などを通じて子育てに関する不安や悩みなどの相談に応じ、子どもの成長と発達段階に応じた切れ目のない支援が行えるよう取り組んでいます。

しかし、地区によっては転出入が多く、周囲に頼れる人や相談できる人が少ないため、子育ての不安や孤立感を感じている方もいます。ニーズ調査においても、町全体では子どもを預けられる親族や知人がいるという比率が高いものの、地区によっては、子どもをみてもらえる親族、知人はいないという人も多く見られました。

特に保育園や幼稚園などの教育・保育施設の就園前までは、他の保護者との交流も少ないため、保護者が一人で悩むことのないよう、子育て支援に関する情報提供や悩みを気軽に相談できる体制の充実や交流のきっかけづくりなどが求められています。

今後は、新たに開始する子ども・子育て支援新制度の下、これまでの支援を引き続き実施するとともに、利用者支援事業などの相談体制の強化に努め、関係機関がそれぞれの機能を強化して連携し、子育ての不安や負担の軽減、孤立感の解消に向けて取り組む必要があります。

### (2) 多様化する子育て支援ニーズへの対応

町では、子育て家庭の多様化するニーズに対応するため、また、乳幼児期における保育・教育は、子どもの生涯にわたる人間形成にとっても極めて重要であることを踏まえ、平成26年度から、きたごうこども園を開設しました。また、保育園や幼稚園の職員配置の調整、保育園の延長保育や一時的預かり、幼稚園における預かり保育等に取り組んでいます。就学後の放課後児童クラブについても、各クラブにおいて地域住民のニーズを踏まえながら、高学年の預かりなどに努めています。

しかし、子育て支援に関するニーズは増加・多様化しています。町では、待機児童はいませんが、ニーズ調査では、現在は働いていないものの、今後就労を希望する保護者は多く、潜在的需要があると考えられます。保育園の利用状況を見ても、3歳未満の保育ニーズは高まっています。

放課後児童クラブについても、児童福祉法の改正により、対象児童が小学6年生までと法的に位置づけられることを踏まえて、成長段階に応じた活動内容の充実など、教育と保育との連携強化により量・質の充実を図っていく必要があります。

さらに、核家族化や共働き世帯が増える中、病児保育などの対応も重要となっており、限られた資源の中で、住民ニーズに対して、量的にも質的にも十分な子育て支援サービスをどのように対応していくのかが、今後の課題となります。

### (3) すべての子どもの権利を守る機能の充実

子どもの人権については、1989年11月の国連総会で採択された「子どもの権利条約」に定められており、わが国においても、1994年に批准されています。この条約では、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、すべての子どもの人権を保障しています。

「子どもの権利条約」

★生きる権利	★育つ権利
★守られる権利	★参加する権利

子どもは、心や体が発達し、成長する段階にあることから、特別に保護されることが必要で、子どもは大人から発達を支援され、援助されなければならないため、町全体での子どもの心身の成長を支えていく必要があります。

しかし、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもへの暴力や不十分な家庭教育などが、子どもの心身の成長に深刻な影響を及ぼし、子どもの権利を脅かす状況が全国的に増えています。

特に、近年、全国的に深刻な社会問題となっている児童虐待については、保護者の子育てに対する不安や不満、保護者の孤立化などとの関連が指摘されています。

「小山町次世代育成支援行動計画」では、計画策定にあたっての基本的視点の一つに「子どもの視点」を掲げ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、環境整備に取り組んできました。

しかし、ニーズ調査では、「子どもを叱りすぎている」という回答が4割弱を占めており、子育てにストレスを感じている状況が懸念されるため、関係機関と連携した取組みを継続するとともに、地域住民の協力・支援が得られるよう、啓発活動などにも取り組む必要があります。また、障がい児やひとり親家庭への支援など、一人一人の状況に応じた支援についても、あわせて取り組んでいく必要があります。

さらに、子どもの生きる力を育むため、子ども自身が主体的に活動に関わり、様々な体験を通じて、子どもが次代の親、未来の社会の担い手として成長できるように、効果的な施策の展開を図ることも重要です。



手あそび(幼稚園)

#### (4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

近年の晩婚化、出産の高齢化は少子化の大きな要因となっていますが、その背景には若年層の厳しい雇用環境や価値観の多様化、子育ての負担感などがあると考えられます。仕事と子育ての両立に不安があるために、結婚に踏み切れない人や、仕事のために子どもと十分に関わることができない人が、少子化の進行や育児不安の高まりに影響を与えていると懸念されています。

仕事と家庭・子育てとの両立を実現するためには、行政による子育て支援や保育サービスだけでなく、企業等の協力が不可欠なため、企業等に対して積極的に働きかけを行うことが必要です。

また、子育ては母親が担うべきであるという考え方が、社会全体に根強く残っています。近年は、父親の子育てへの参加が進んでいるものの、小山町のニーズ調査では、就学前児童調査で5割弱、小学生調査で4割弱が、主に「母親」が子育てを行っていると回答しています。子育ての場の基本である家庭において、男女が固定的な役割分担意識にとらわれることなく、互いに良きパートナーとして、家事・育児を共に担っていけるよう、地域社会や企業等の理解が深まるような働きかけをしていく必要があります。



小学生との交流（幼稚園）

## 第3章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 基本理念

町では、次代を担う子どもが健やかに成長していくように、そして保護者が安心していきいきとした生活を送りながら子育てできるようにするため、小山町次世代育成支援行動計画では、「ともに支えあい、健康で安心して子育て・子育てができる金太郎の郷」を基本理念として掲げてきました。

しかし、少子化や核家族化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育ての不安や負担感の発生など、子どもを安心して産み育てられる環境をつくるには依然として様々な課題があります。

町では、地区により子どもを取り巻く環境が異なり、親族等が近くに住み、子育て支援が得られやすいという子育て世帯が多い地区がある一方で、仕事の関係で転入したため、知り合いが少なく、子育て支援が得られにくいという子育て世帯が多い地区もあります。また、親族等が近くにいても、身体的、時間的に負担を強いるため預けにくい場合もあります。

このため、町のどこの地域に住んでいても、すべての子どもと保護者が孤立化することなく、喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てできる環境を整えていく必要があります。

子どもは地域の未来を創る担い手であり、子ども達がたくましく、夢と希望を持って、生きる力を育むことは、地域社会の発展につながります。また、地域で子どもの育ちを支えていくことは、地域の新たなつながりを創出し、地域づくり、まちづくりへと発展していきます。

このため、この計画においては、子どもの視点に立つことを前提に、子育ては「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識のもと、地域が一体となって、子ども・子育て世帯とのふれあいを大切にしながら、日常的に子どもの育ちを支え、子どもが健やかに育つように、基本理念「支えあい、ふれあい、健康で安心して子育て・子育てができる金太郎の郷」を設定し、良質かつ適切な支援策を展開していきます。



砂場あそび（保育園）

## 2 基本的な視点

この計画では、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「基本指針」を踏まえ、以下の視点の下に、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### ① 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立ち、子育て支援サービスの充実や子どもの人権を守る環境づくりなどを進めていきます。

### ② 子育てする親の視点

子育てする親が、不安や負担を抱え、孤立化することのないように、また、すべての親が、心身にゆとりを持って子育てができるように、子育てする親の視点に立ち、相談体制や保護者同士の交流機会の創出、情報提供の充実など、環境の整備を進めていきます。

### ③ 次代の親づくりという視点

次代に親となる若者が、結婚・出産・子育てに対して夢を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、次代の親の視点に立ち、成長段階に応じた子育て環境の充実や多様な体験をできる機会の充実を図っていきます。

### ④ 地域づくりの視点

地域ぐるみで子ども・子育て支援に取り組むことは、子どもを軸にした地域づくりにもつながるという視点に立ち、地域との連携を強化し、世代間交流や多様な体験学習の場の充実、また、子どもを地域で見守る活動などを促進していきます。

### ⑤ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点

地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくため、「子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点」でこの計画を推進していきます。

### ⑥ 地区の実情に沿った視点

町では、地区により特性が異なり、ニーズ調査でも、子ども・子育てを取り巻く環境に違いがあることがうかがえます。子ども・子育て支援のさらなる充実を図るためには、各地区の特性やニーズを踏まえながら、より地域に適したサービス提供体制の整備を推進します。

### 3 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

#### 基本目標 ① 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり

乳幼児期における子ども一人一人の成長と発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう、住民のニーズを踏まえ、関係機関と連携しながら、量・質ともに充実した教育・保育の提供体制の整備を図ります。

また、保護者の就労状況や生活環境など、子育てを取り巻く家庭環境の違いや子どもの発達程度にかかわらず、すべての子どもと保護者に多様な支援が提供できるように、地域との協力、連携を図りながら、物的・人的資源や情報資源を活用して地域子ども・子育て支援事業体制の整備を図ります。

#### 基本目標 ② 子どもの最善の利益を支えるしくみづくり

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことは、子どもにとって一番の幸せであり、町の活力の源にもなります。子どもの健やかな成長が守られるように、そして、その子らしさが尊重されるように、子ども一人一人の特性や生活環境に応じた支援を目指します。

また、ひとり親家庭や虐待を受けたことのある子ども、障がいのある子どもとその家庭などにおいては、子どもの発達や生活の実態を踏まえながら、子どもへの最善の利益がもたらされるような取組みを推進します。



異年齢児との関わり（保育園）

### 基本目標 3 子どもを産み育てる喜びを分かち合える地域社会の形成

核家族化や少子化、社会の情報化が進む中、子育てに不安や負担を感じる保護者も多く、子育て支援は行政のみならず、日頃からの地域の支えあいが重要となっています。また、子育て支援を地域で行っていくことで、子どもを軸とした新たなまちづくりの展開も期待されます。

そこで、子どもを産み育てる喜びを家庭や地域で分かちあえるように、教育力の向上や子育て支援のネットワークづくりなどに取組みます。また、未来の地域社会を担う子どもが、たくましく育っていけるように、生きる力の育成を図ります。

さらに、男女がともに支え合いながら、子どもが成長することの喜びや子育ての楽しさを分かち合うとともに、子育て世帯の職業生活と家庭生活が両立できるように、家庭、職場、学校、地域が連携して取り組んでいく地域社会の形成を図ります。

### 基本目標 4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性の増加、また社会的環境の悪化など、子どもや子育て家庭を取り巻く地域の環境は、決して安全とはいええない状況にあります。

そこで、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境を整備するとともに、地域住民、関係機関と一体となり、防災対策や交通安全対策、防犯対策など、子どもを守る生活環境の整備を図ります。



祖父母参観日（幼稚園）

## 4 施策の体系

【基本理念】	【基本目標】	【施策の方向性及び基本施策】	
支えあい ふれあい 健康で安心して子育て・ 子育てができる金太郎の郷	1 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり	1 教育・保育提供区域の設定	
		2 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備	
		3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備	
		4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の整備	
	2 子どもの最善の利益を支えるしくみづくり	1 健康で楽しく子育てができる地域づくり	(1) 妊娠・出産への支援 (2) 子どもや母親の健康の確保 (3) 食育の推進 (4) 思春期保健対策の充実 (5) 医療環境の充実
		2 子どもの人権を大切にする地域づくり	(1) 子どもの権利に対する理解の醸成 (2) 子どもの居場所・活動の場の充実
		3 支援を要する子どもや家庭を支える仕組みの充実	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障がいのある子どもの支援体制の充実
	3 子どもを産み育てる喜びを分かち合える地域社会の形成	1 子育て支援基盤の充実	(1) 子育て支援サービス等の充実 (2) 家庭の教育力の向上 (3) 地域社会における子育て支援
		2 子どもの生きる力の育成	(1) 次代の親の育成 (2) 教育環境等の整備
		3 働きながら子育てすることができるしくみづくり	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (2) 仕事と子育ての両立の推進
	4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり	1 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備	(1) 生活基盤の整備 (2) 安心して外出できる環境の整備
		2 犯罪や災害等から子どもの安全を確保する体制の整備	(1) 防犯対策等 (2) 防災対策



## 第2部 施策の方向と展開

---



## 基本目標1 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業の提供区域を定めることとしています。

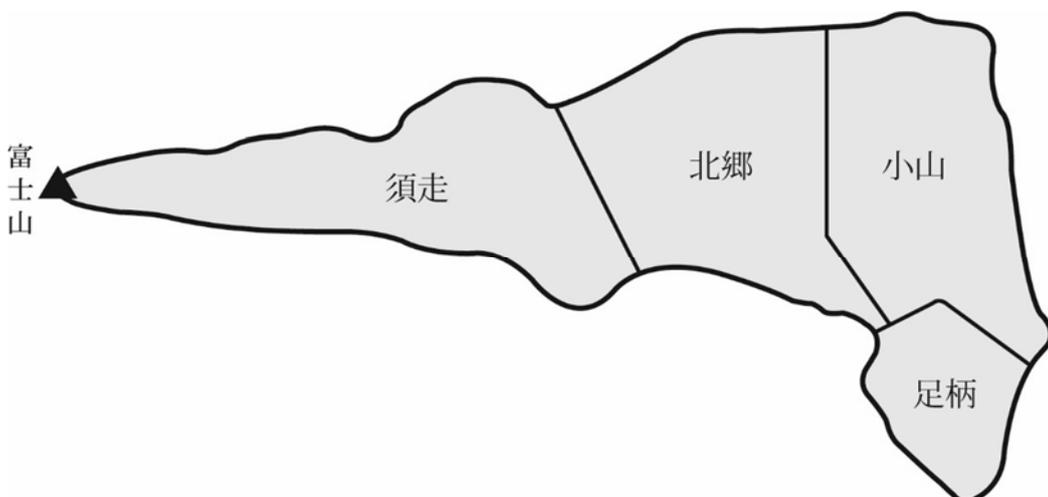
町では、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業における各種サービスの提供区域を分散させないように町全域を1区域と設定します。

また、3歳以下の利用が多いと考えられる「地域子育て支援拠点事業」「利用者支援」「一時預かり（保育園）」については、小山・足柄・北郷・須走の4区域として設定します。

●事業提供区域（1区域）



●「地域子育て支援拠点事業」、「利用者支援」及び「一時預かり（保育園）」の設定区域（4区域）



## 2 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備

### 【事業の概要】

「幼児期の学校教育・保育サービス」とは、保育園、幼稚園、認定こども園で提供されるサービスをいいます。

子ども・子育て新制度の導入により、平成27年度からは、保育園、幼稚園、認定こども園の入園にあたっては、子どもの年齢や保護者の就労状況等から保育の必要性を認定する認定区分が導入されることとなります。

町として、この認定区分に基づき、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める必要があります。

#### ☆ 保育の必要性の認定区分

3-5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3-5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0-2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

### 【現 状】

町全体では、保育園、幼稚園、認定こども園の利用者数は、ほぼ定員数の範囲内ですが、保育園では、3歳未満児の利用希望が増加傾向にある中、保育士の人員面の問題などから年齢や地域によって利用できない場合もあります。

#### ■実施状況（4月1日時点） (人)

		平成25年度	平成26年度
保育園	在籍数	358	344
	うち、3歳以上	229	224
	うち、1、2歳	111	105
	うち、0歳	18	15
幼稚園	在籍数	289	286

#### ■平成26年度：保育園・こども園（長時間利用児）別の利用状況

	いきど保育園	すがぬま保育園	きたごうこども園※1	すばしり保育園
在籍数（人）	52	79	123	90
定員（人）	60	90	120	90
充足率（％）	86.6	87.7	102.5	100.0

※1 きたごうこども園は長時間利用児数

#### ■平成26年度：幼稚園・こども園（短時間利用児）別の利用状況

	駿河小山幼稚園	足柄幼稚園	きたごうこども園※2	須走幼稚園
在籍数（人）	50	30	84	121

※2 きたごうこども園は短時間利用児数

【今後の方向性】

◎幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供を図ります。

- ◆ 住民ニーズを踏まえた、質的・量的に充実したサービスの提供に努めます。  
特に、3歳未満児の保育へのニーズが高まる中、希望する年齢や地域で保育サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備を推進します。
- ◆ 入園時に必要となる認定区分について、住民の理解が深まるよう周知を図るとともに、認定にあたっては、明文化された基準に則って、公平・公正な認定を行います。
- ◆ 幼児期の保育・教育環境が充実するよう、事業者との連携体制の強化や、円滑な運営に向けた必要な支援や指導等を行います。また、新たな事業者の参入にあたっては、必要な情報の提供や相談対応などの支援に努めます。
- ◆ 3歳未満児の保育については、育児休業など雇用との関係もあるため、子育て家庭に対する事業者の理解や制度の活用促進などにも努めます。
- ◆ 良質な学校教育・保育サービスが提供できるように、保育士・教諭の研修への参加促進を図ります。
- ◆ 保育園、幼稚園、認定こども園と小学校との連携を図り、教育内容の連続性を目指した協力体制の充実に努めます。

● 見込み量及び確保方策

《幼稚園、認定こども園／3～5歳児（1号認定）》

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	①利用者推計総数（人）	223	217	212	204	200
確保方策	②確保提供総数（人）	225	234	234	234	234
	差異（②-①）（人）	2	17	22	30	34
	施設数（箇所）	4	5	5	5	5

《保育園、認定こども園など／3～5歳児（2号認定）》

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	①利用者推計総数（人）	231	224	220	211	207
確保方策	②確保提供総数（人）	235	280	280	280	280
	差異（②-①）（人）	4	56	60	69	73
	施設数（箇所）	4	5	5	5	5

《保育園、認定こども園など／0歳児（3号認定）》

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	①利用者推計総数（人）	32	30	29	28	27
確保方策	②確保提供総数（人）	25	37	37	37	37
	差異（②-①）（人）	△7	7	8	9	10
	施設数（箇所）	4	5	5	5	5

第2部 施策の方向と展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり

《保育園、認定こども園など／1歳・2歳児（3号認定）》

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	①利用者推計総数（人）	151	150	145	138	133
確保方策	②確保提供総数（人）	125	149	149	149	149
	差異（②-①）（人）	△26	△1	4	11	16
	施設数（箇所）	4	5	5	5	5

※確保方策については、特定教育・保育施設による確保提供総数及び施設数となっています。

《3号認定（0～2歳児）の保育利用率》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計児童数（人）	427	419	403	387	373
②確保提供総数（人）	150	186	186	186	186
利用率②/①（％）	35.1	44.4	46.2	48.1	49.9



先生と仲良し(0歳児)

### 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）

##### 【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日において利用時間以外の時間に、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

##### 【現 状】

利用希望の申請のあった方を対象に実施しており、きたごうこども園は午後7時まで、その他の保育園では午後6時30分まで行っています。

現状では、きたごうこども園のみ午後7時までの対応となるため、他の保育園においても、保護者の勤務状況やニーズを踏まえながら、時間設定について検討していく必要があります。

##### ● 実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数（人）	1,116	711
実施箇所数（箇所）	4	4

##### ● 平成 25 年度の各園の実施状況

	すがぬま保育園	いきど保育園	きたごうこども園	すばしり保育園
延べ利用者数（人）	38	36	86	551

##### 【今後の方向性】

- ◎ 多様化する保護者の就労形態を踏まえて、体制の改善を図っていきます。
- ◆ 保護者の勤務状況やニーズを踏まえながら、時間設定について検討するなど、ニーズに対応できるような町の実施体制の整備に努めます。
- ◆ 幼児期における生活習慣や環境は、その後の成長においても大きく影響するため、過度の残業などが生じないよう、子育て家庭に対する事業者の理解が深まるよう努めます。

##### ● 見込み量及び確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	①利用者推計総数（人）	70	68	66	64	62
確保方策	②確保提供総数（人）	70	70	70	70	70
	差異（②-①）（人）	0	2	4	6	8
	施設数（箇所）	4	5	5	5	5

## 第2部 施策の方向と展開

### 基本目標1 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり

#### (2) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

##### 【事業の概要】

子どもと保護者が身近な場所で、保育園、幼稚園、認定こども園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から、適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 【現 状】

町では、子育てに関する相談や情報提供は、ぺんぎんランド<sup>※4</sup>・わくわくランド<sup>※5</sup>・役場窓口などで対応しています。また、平成26年度に開園したきたごうこども園では、相談室を設け、専門の相談員を配置するなど、相談体制の充実に努めています。

##### 【今後の方向性】

◎ 子育ての不安や負担の軽減につながるよう利用者支援事業に取り組めます。

- ◆ きたごうこども園内の地域子育て支援センターを拠点とし、各地区のぺんぎんランドにおいて相談員が巡回し、子育てに関する相談やアドバイスなどを行います。
- ◆ 地域の子育ての情報を整理し、子どもや保護者が、地域の子育て支援メニューの中から、それぞれの家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーション機能の向上に努めます。
- ◆ 町内の各地域子育て支援拠点と情報の共有や交換を行います。
- ◆ オムツの交換や乳母車での移動がしやすい場所、公園や遊び場の情報など、子どもと保護者が安心して快適に過ごせる場所の情報や、子どもと保護者の交流が行えるサロン活動など、子育て支援につながる幅広い情報を収集し、子どもと保護者の幅広い支援に努めます。

##### ● 見込み量及び確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供総数（箇所）	4	4	4	4	4

※4 ペんぎんランド：保育園、こども園、文化会館遊戯室において、未就園児の子ども達に安全な遊び場と保護者の情報交換の場の提供を目的として、子育て講座やお楽しみ会の開催などを実施。

※5 わくわくランド：幼稚園において未就園児の親子に園を開放し、在園児と交流したり遊具で遊んだり、幼稚園教諭に子育ての悩み相談を実施。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【事業の概要】

保護者の就労等により、放課後帰宅しても家庭に保護者がいない児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

#### 【現 状】

町では、放課後児童クラブ（学童）は公設民営で行っており、対象者は、小学1年生から小学3年生までを基本としていますが、小学4年生以上についても、継続利用の希望があり、施設の規模等から余裕がある場合は、児童の受け入れを行っています。

#### ● 実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	166	146
うち、4年生以上（人）	32	26
放課後児童クラブ(学童)数(箇所)	5	5

#### ● 平成 26 年度学童別利用状況(平成 26 年 4 月 30 日現在)

	成美学童	明倫学童	足柄学童	北郷学童	須走学童
利用者数（人）	16	39	15	30	46

#### 【今後の方向性】

◎放課後安心して過ごせる場として放課後児童クラブの充実を図ります。

- ◆ 就労する保護者のニーズを踏まえ、放課後に安心して子どもを預けられる場として、希望に応じて利用できるように体制整備を図ります。
- ◆ 条例に基づく基準の周知徹底を図るとともに、必要に応じて指導員から保護者への子育てに関するアドバイスや支援を行うとともに、指導員の研修への参加促進を図るなど、質的確保に努めます。
- ◆ 学年により、施設的环境や求められる活動内容も異なることなどを踏まえ、必要スペースの確保や事業内容の向上などを図ります。
- ◆ 児童の健全育成や放課後等の多様な活動の場を確保する観点から、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室を視野に入れた体制を検討します。

#### ●見込み量及び確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	①利用者推計総数（人）	152	149	142	136	132
確保方策	②確保提供総数（人）	155	155	155	155	155
	差異（②-①）（人）	3	6	13	19	23
	施設数（箇所）	5	5	5	5	5

## 第2部 施策の方向と展開

### 基本目標1 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり

#### (4) 子育て短期支援事業

##### 【事業の概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

##### 【現 状】

町では実施していない事業ですが、就学前児童調査では、「子どもだけで留守番をさせた」「親族等に頼んだものの非常に困難であった」という回答なども若干みられるため、子どもの安全という面からも、対応策について検討していく必要があります。

##### 【今後の方向性】

◎ 民間事業者、近隣市町と連携を図り、確保策を検討していきます。

- ◆ 緊急の用事や保護者の病気等により、子どもを泊りがけで預けなければならない事態に備えて、町内及び近隣市町において宿泊を伴う子どもの預かりを行える民間事業者の情報収集に努めます。
- ◆ 事業の必要性について、民間事業者への理解と協力を求め、宿泊を伴う子どもの預かり場所の確保に向けた取組みを行います。



民生児童委員による流しそうめん（学童）

### (5) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

#### 【現 状】

町では、保健師及び助産師により、生後4か月までの乳児のいる家庭に訪問し、子育ての情報の提供及び新生児とその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行い、必要な方に何度か訪問するなど、継続的な支援に努めています。

#### ● 実施状況

	平成24年度	平成25年度
対象者数（人）	158	136
延べ訪問者数（人）	163	126

#### 【今後の方向性】

- ◎ 乳児家庭全戸訪問事業を継続し、子どもの健やかな成長を地域で見守り、支えていきます。
- ◆ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭への保健師又助産師による訪問を継続します。
- ◆ 乳児の把握に努めるとともに、産後うつ病スクリーニング、メンタルヘルスの支援、虐待の予防にも努め、支援の必要が認められた場合には、早期の対応が行えるよう、庁内の関係部署が情報を共有し、状況に応じた適切な対応に努めます。

#### ● 見込み量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問対象者数（人）	140	140	140	140	140



1歳6ヶ月健診

## (6) 子どもを守るネットワーク機能強化事業／養育支援訪問事業

### 【事業の概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、児童虐待などに対する市町村の体制強化を固めるために設置するものです。

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育環境の改善を支援することが必要と認められる幼児・児童や、出産後の養育について出産前に支援を行うことが必要な妊婦に対し、養育が適切に行われるよう養育に関する相談、指導、助言など必要な支援を行う事業です。

### 【現 状】

町では、支援が必要な子どもの把握、対応については、保健師の訪問をはじめ、乳幼児健診などの各種事業や、保育園、幼稚園、認定こども園、学校などで行っており、平成24年度は8人、平成25年度は1人に対して訪問を行っています。

妊婦届や妊婦健診時から支援が必要な場合には妊娠中から助産師が訪問できるようになっています。

また、要保護児童ケース会議で実態を把握し、必要と認められた家庭への支援を行います。

### 【今後の方向性】

#### ◎ 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に努めます。

- ◆ 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連絡調整を図りながら、子どもの成長段階に応じた連続性のある適切な支援を行います。
- ◆ 様々なケースに的確に対応できるよう、担当職員が積極的に研修へ参加し、子どもを守る地域ネットワークの強化を図ります。また、養育支援訪問事業の取組みについても検討を行っていきます。
- ◆ 児童虐待に関する住民の理解が深まり、協力が得られるように、啓発活動を継続的に行っていきます。



砂場あそび（保育園）

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことであります。

### 【現 状】

町では、ぺんぎんランドとして、保育園、認定こども園及び総合文化会館の計5拠点で事業を展開しています。認定こども園には育児及び保育に関する相談等に応じる専任の職員を配置しています。

#### ● 実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数（人）	2,774	2,420
利用者数（月あたり）（人）	231	202
実施箇所数（箇所）	5	5

#### ● 平成 25 年度の各拠点の利用状況

	すがめま保育園	いきど保育園	きたごうこども園	すばしり保育園	総合文化会館
延べ利用者数（人）	178	145	159	388	1,550

### 【今後の方向性】

◎ 地域の子育て拠点として事業を継続し、利用促進を図ります。

- ◆ 地域子育て支援センターは、子どもと保護者の仲間づくりの場にもなっており、孤立化の防止にもなるため、就園前の子どもと保護者が気軽に利用でき、交流が行えるように、5箇所の拠点において、事業を継続していきます。また、交流のきっかけづくりとなるように、イベントの開催など、行事内容の工夫を図ります。
- ◆ 新しく始まる利用者支援に関する事業とあわせて、相談機能、情報発信機能等の強化を図るため、総合文化会館においても開催日には相談員を派遣するなど、気軽に相談できる体制を整備します。

#### ● 見込み量及び確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	利用者推計総数（人回/月）	280	275	264	254	245
確保方策	施設数（箇所）	5	6	6	6	6

第2部 施策の方向と展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり

(8) 一時預かり事業

【事業の概要】

保護者が仕事以外の緊急事情や心身の一時的トラブルにより、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、指定時間内において、保育園、幼稚園、認定こども園で一時的に預かる事業です。

新制度では、幼稚園の預かり保育も一時預かり事業に位置づけられます。

【現 状】

町では、保育園の一時的保育と幼稚園の預かり保育の2種類を実施しています。

保育園の一時的保育は増加しており、平成25年度は493人となっています。幼稚園の預かり保育は、幼稚園の園児を対象として、幼稚園の授業が終わった後(2時半以降)に、保護者の都合により一時的にお子さんを預かるもので、平成25年度は延べ利用者数は348人で、その多くが須走幼稚園での利用となっています。

なお、平成26年度から開園したきたごうこども園では、短時間利用児の預かり保育と、長時間利用児の一時的保育を実施しており、保育園及び幼稚園もそれに合わせて料金体系を見直すなど、公平性や利便性の向上に努めています。

《保育園一時的保育》

■実施状況

	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数(人)	287	493
実施施設数(箇所)	4	4

■各施設の平成25年度の利用状況

	すがぬま保育園	いきど保育園	きたごう保育園	すばしり保育園
延べ利用者数(人)	56	24	224	189

《幼稚園預かり保育》

■実施状況

	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数(人)	334	348
実施施設数(箇所)	4	4

■平成25年度：各施設の利用状況

	駿河小山幼稚園	足柄幼稚園	北郷幼稚園	須走幼稚園
延べ利用者数(人)	43	27	53	225

【今後の方向性】

- ◎ 多様なニーズに対応できるよう、事業者理解と協力を求め、事業を継続していきます。
  - ◆ 幼稚園の預かり保育については、子育て負担の軽減のため、仕事以外の緊急事情や子育てのリフレッシュ等、幅広い目的で利用できるようにします。また、共働き世帯の幼稚園利用者が、幼稚園の預かりを定期的に利用できるように体制の整備を図ります。
  - ◆ 料金体系の見直しに伴う利用状況の変化など、情報の収集・分析に努めます。
- 見込み量及び確保方策

《幼稚園等における在園児を対象とした預かり保育》

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	①利用者推計総数(人日/年)	6,161	6,004	5,854	5,715	5,431
	1号認定(人日/年) <sup>※1</sup>	88	85	84	80	79
	2号認定(人日/年) <sup>※2</sup>	6,073	5,919	5,770	5,635	5,352
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	6,290	6,190	6,090	5,890	5,790
	差異(②-①)(人日/年)	129	186	236	175	359

※1 1号認定:1号認定のうち、不定期に預かり保育の利用を希望する者

※2 2号認定:2号認定の幼稚園利用者のうち、定期的に預かり保育の利用が見込まれる者

《保育園等における一時的預かり事業》

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	①利用者推計総数(人日/年)	1,136	1,109	1,077	1,036	1,006
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400
	差異(②-①)(人日/年)	364	391	323	364	394



運動会ごっこ・バルーン(保育園)

## 第2部 施策の方向と展開

### 基本目標1 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり

#### (9) 病後児保育事業

##### 【事業の概要】

病児等について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）があります。

##### 【現 状】

ニーズ調査では、子どもが病気のとときに、できれば仕事を休んで看護したいという回答が多く見られました。しかし、仕事を休みたくても休めない保護者も多くおり、保護者の看護に関する養育上の意義や重要性を加味しつつ、一定数の病後児保育施設等を確保していく必要があります。

##### 【今後の方向性】

◎ 就労している保護者の支援策の一つとして、事業の改善及び整備を図ります。

- ◆ 民間事業者の理解と協力を求め、病後児保育の実施に努めます。
- ◆ 子どもの病気のとときには、保護者が子どもの看病を行えるよう、事業主への啓発活動などにも努めます。

##### ● 見込み量及び確保方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	①利用者推計総数(人日/年)	322	314	305	294	285
	②確保提供総数(人日/年)	—	365	365	365	365
確保方策	差異(②-①)((人日/年)	△322	51	60	71	80
	施設数(箇所)	—	1	1	1	1



おいしい給食(保育園)

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の概要】

乳幼児や小学生の預かりの援助を受けることを希望する者（委託会員）と援助を行うことを希望する者（受託会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【現 状】

御殿場市と連携して実施しています。

平成 25 年度は、利用は伸びているものの、事業の周知が十分でない状況もうかがえるため、事業の周知を図っていく必要があります。

■実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
受託会員数(人)	21	23
委託会員数(人)	27	37
延べ利用者数(人)	76	267
うち、未就学児(人)	60	252
うち、小学生(人)	16	15

【今後の方向性】

◎ 住民参加型の事業として、事業の継続的、安定的な運営を図ります。

- ◆ 地域の子育てに関する多様なニーズの受け皿となる事業であるため、御殿場市と連携しながら、説明会の開催など住民の周知に努め、委託会員及び受託会員の増加を図り、事業の積極的な活用を目指します。

● 見込み量及び確保方策【就学児童を対象】

(人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	①利用者推計総数	27	26	26	24	24
確保	②確保提供総数	25	25	30	30	30
方策	差異(②-①)	△2	△1	4	6	6

## 第2部 施策の方向と展開

### 基本目標1 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり

#### (11) 妊婦健康診査

##### 【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

##### 【現状】

母子の健康を守り、安心して出産が迎えられるよう、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票が綴られた母子健康手帳別冊を同時に交付します。町では、妊婦健康診査医療機関に委託しており、14回の健診のほか、血液検査（1回）と超音波検査（4回）を実施しています。

##### 【今後の方向性】

◎ 健診受診率を向上させるとともに、安全に出産ができるように努めます。

- ◆ 異常を早期に発見することで、適切な治療や指導を行うことが可能となり、安心して出産が迎えられるようになるため、妊婦健診費用の14回分の助成を継続実施します。
- ◆ 平成20年度から実施している契約外医療機関の助成についても継続して行い、妊婦健診の費用の軽減と健康診査の受診を促進します。

##### ● 見込み量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊婦届数(件)	137	134	129	123	119



1歳6か月健診 歯科健診

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

実費徴収に伴う補足給付事業については、国や県の示す方向性や他市町村の動向等を踏まえながら、特定教育・保育施設を利用する低所得者世帯への支援のあり方などについて、検討を進めていきます。

(13) 多様な主体の参加促進事業

国や県の示す方向性や他市町村の動向等を踏まえながら、新制度における住民ニーズに沿った多様なサービスの提供が展開できるよう、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について、検討を進めていきます。

#### 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の整備

保護者の就労支援、子どもの育ちの観点など複合的な観点から、教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境整備を推進していく必要があります。

町では、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供を目指して、地域の実情や施設の状況等を踏まえながら、施設の統廃合や適正な施設規模の確保に向けた検討を行います。あわせて、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園についても地域住民のニーズや事業者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、普及・促進を図っていきます。

また、子どもの成長段階に応じた連続性のある教育・保育の支援を行えるように、保育園、幼稚園、認定こども園等の職員や小学校職員との交流の場・機会を設けるなど、連携体制の強化を図ります。



平成26年度開園きたごうこども園

## 基本目標2 子どもの最善の利益を支えるしくみづくり

### 1 健康で楽しく子育てができる地域づくり

#### (1) 妊娠・出産への支援

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに「子育て」が始まることなどから、不安や悩みが生じやすいものです。

安全・快適かつ満足できる「いいお産」を迎えることができるよう、定期健康診査や訪問指導など妊婦の健康管理への支援の充実を図るとともに、夫婦がともに妊娠・出産に関する知識、親になるための心構え・子育てについて学べる機会の充実など、産婦人科などの医療機関との連携強化を図りながら、妊娠・出産を支援する環境づくりに努めます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
母子健康手帳の交付	妊婦の健康管理を支援するため、母子健康手帳を交付します。妊娠初期指導を行い、妊娠高血圧症候群などの早期予防に努めるとともに、母親のメンタルヘルスへの支援を強化していきます。	健康増進課
妊婦健康診査の充実	再掲（p48）	健康増進課
妊婦歯科健診の充実	妊娠中は、普段よりもむし歯や歯周疾患になりやすく、妊娠中の治療には制限があります。妊娠中の母親の健康状態は、生まれてくる子どもの発育に深く関係するため、妊婦歯科健診を実施し、妊婦のむし歯等の早期発見、早期治療に努めます。また、母子健康手帳交付時に妊娠中の歯科保健について指導を強化し、健診の受診をすすめ、受診率の向上に努めます。	健康増進課
妊婦訪問の充実	若年妊婦・高齢出産・多胎妊婦・母体の既往症等、リスクの高い妊婦を対象に妊婦訪問を実施します。妊娠中の不安を軽減するため、助産師等の専門職の確保に努め、妊婦訪問を継続的に実施していきます。	健康増進課
妊婦に対する栄養指導の充実	妊娠届出時や助産師による妊婦訪問、マタニティスクール時に栄養指導を行うとともに、広報紙・パンフレット等により妊婦の健康・栄養に関する情報の提供に努めます。	健康増進課
マタニティスクール・パパママ学級 <sup>※6</sup> の充実	出産・育児等に関する知識の普及を図るため、マタニティスクール・パパママ学級を実施します。適切な時期での受講ができるよう、回数・体制等の充実に努めます。	健康増進課

※6 マタニティスクール・パパママ学級:これからお父さんお母さんになる人たちのための教室。

推進施策	具体的な取組み	担当課
禁煙環境の推進	胎児への悪影響のリスクを排除するため、母子健康手帳交付時、パパママ学級、乳幼児健康診査の際など、様々な機会を通じて、妊婦の喫煙を抑制する指導を実施するとともに、受動喫煙防止のため、周囲への喫煙マナー・意識の普及に努めます。	健康増進課
不妊治療対策の充実	特定不妊治療に限らず、一般不妊治療・検査も対象とした助成制度を、事後申請を含め継続実施するとともに、制度の周知に努めます。県が実施している特定不妊治療の助成の活用促進を図るとともに、情報提供体制の充実に努めます。	健康増進課
乳がん・子宮がん検診の充実	母親の健康を確保するため、女性において最も発生率の高い乳がん、子宮がん検診の推進を図ります。年間を通じた啓発活動を行い、特に若い世代の受診率向上に努めます。	健康増進課

## (2) 子どもや母親の健康の確保

母子の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達を支援するため、継続的に定期健康診査や訪問指導を行い、健康増進や疾病の早期発見に努めるとともに、予防接種による小児感染症の予防に取り組めます。

近年、子どもの生活習慣病が増加しています。乳幼児期に身につける生活習慣は生涯にわたる基盤として重要であるため、生活習慣病予防を視野に入れた健康づくり事業についても充実を図ります。

また、親の育児に対する不安の軽減や孤立化を防ぐためのケア、子どもの発育・発達についての相談にも力を入れていくなど、育児に対する総合的な連続性のある支援に取り組んでいきます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
乳幼児健康診査の充実	乳幼児の健康な育成を図るため、発達段階に応じた乳幼児健康診査（1歳6か月、3歳児）を継続実施します。問診票の検討を行い、内容の充実を図り、疾病等の早期発見とともに、育児相談等の母親支援としても健診体制を整えていきます。また、電話や家庭訪問等による未受診者の受診勧奨に努めます。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問の充実	再掲（p41）	健康増進課
健康教育の充実	育児不安の軽減、子育ての充実感が得られるよう、赤ちゃん教室「ぴよぴよ」※7、1さい教室「よちよち」※8における健康教育を開催するとともに、育児サークルへの支援に努めます。	健康増進課

※7 赤ちゃん教室「ぴよぴよ」: 5～6か月児の親子を対象に、産後の健康と母乳についての話、離乳食講話、ブックスタート(絵本のプレゼント)、身体計測、個別相談等を実施。

※8 1さい教室「よちよち」: 1歳～1歳3か月児の親子を対象に、食事・歯についての講話、親子あそび、身体計測、個別相談等を実施。

第2部 施策の方向と展開

基本目標2 子どもの最善の利益を支えるしくみづくり

発達・療育相談の充実	発達の相談や早期療育体制を充実するとともに、臨床心理士等の専門相談員の確保や関係機関との連携を強化し、幼児期から中学校まで継続した支援が行われるような体制づくりに努めます。	健康増進課 こども育成課
小児生活習慣病の予防	乳幼児期からの規則正しい生活リズムや適切な食生活の確立のため、各種相談教室を通して啓発に努めるとともに、生涯学習課との連携を図り、栄養・身体活動・生活など多方面から生活習慣病の予防対策に取組みます。	健康増進課
歯科健診の充実	平成26年度から、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、2歳6か月児フッ素塗布※9、3歳児健診において、フッ素塗布を実施するとともに、歯科保健の充実を図り、むし歯の罹患率減少に努めます。 また、巡回歯科教室を通して児童に対する正しい歯科知識の普及と実践能力を身につけることを目的に、歯科衛生士を派遣します。	健康増進課
予防接種の充実	感染症の発生及びまん延を予防するため、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・BCG・4種混合(ジフテリア百日ぜき破傷風不活化ポリオ混合)・DT(ジフテリア破傷風混合)・麻しん風しん混合・水痘・日本脳炎等の予防接種を、予防接種法に基づき実施します。早期に未接種者を把握するとともに、未接種者への疾病罹患予防の重要性・予防接種の有効性等の周知と接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。	健康増進課

※9 フッ素塗布：6か月に1度、1歳6か月児、2歳児、3歳児、2歳6か月児を対象に、フッ素塗布を実施。

3歳児健診のむし歯罹患率の状況

	平成23年度	平成24年度
むし歯罹患率	27.7%	19.6%
同上(県平均)	14.4%	13.6%

\*平成26年度フッ素塗布事業開始

3歳児健診のむし歯罹患率見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
むし歯罹患率	17%	14%	10%	10%	10%

### (3) 食育の推進

食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食、栄養バランスの偏り、孤食など、食習慣の乱れや、思春期やせにみられるような心と体の健康問題が子どもたちに生じています。また、輸入食品や食品偽造表示など、食の安全性が社会的にも大きな問題となっています。

このため、保育園、認定こども園及び学校の給食のさらなる充実に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた「食」に関する指導や体験活動などを行い、子どもが食に関する情報を正しく理解し、自らの食生活を考え、望ましい食行動を実践することができるよう、「食育」の推進に取り組めます。

また、大人を含めた一人一人が、食の大切さを考え、健全な食生活を送ることができるよう、地域ぐるみで食育意識の向上に努めます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
離乳食講習会の充実	5～6か月児を持つ保護者を対象に赤ちゃん教室「びよびよ」を開催し、食の基本的な知識や大切さを伝えていくとともに、発育状態や食物アレルギーなど個々の相談に応じることができるよう、内容の充実に努めます。	健康増進課
保育園・認定こども園の給食の充実	保育園・認定こども園の調理担当、栄養士等と連携を図り、調理部会において、実習した様々な食材を提供しながら、年齢別に保育目標を定めるなど保育園・認定こども園の給食の充実に努めます。	こども育成課
学校給食の充実	学校栄養職員・給食員等と連携を図り、学校給食のさらなる充実に努めます。また、学校給食試食会等を実施し、学校給食に対する多くの人の意見を反映しながら、安心・安全な給食を実施します。	こども育成課
子どもたちの食育事業	「第3次小山町保健計画」に基づき、幼児期からの食育の充実に努めます。このため、3～4歳児とその保護者、5歳児の食育事業を対象として料理教室を実施するとともに、婦人会食推部による親子や子どもを対象にした料理教室の実施を支援します。	健康増進課 こども育成課
5歳児の食育プラン「レッツ5食育」	5歳児の食育プランは、①心をこめ野菜を育てる ②心をこめ料理をつくる ③心から料理を味わう ④一緒に楽しく食べる という4つの視点で、町内の全幼稚園、保育園、こども園にて実施します。5歳児は、畑づくりの「レッツ5ファーム <sup>※10</sup> 」、事前教育の「ブレキッチン <sup>※11</sup> 」、料理教室の「レッツ5キッチン <sup>※12</sup> 」、という一連の流れの中で、食と農を体験します。また、関係機関とネットワークづくりを推進し、子育て中の親世代には「食に関する正しい知識の普及」にも努めていきます。	こども育成課 健康増進課 農林課

## 第2部 施策の方向と展開

### 基本目標2 子どもの最善の利益を支えるしくみづくり

推進施策	具体的な取組み	担当課
農作業体験（教育ファーム）の充実	自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動への理解を深めること等を目的に、農作業体験（教育ファーム）を推進していきます。また、平成21年度から始まった5歳児向けの「レッツ5ファーム」の取組みなど教育機関が行う農作業体験も推進していきます。	農林課

※10 レッツ5ファーム：町内幼稚園・保育園・こども園に通う5歳児（年長）を対象にした食育事業の一環の畑づくり。

※11 プレキッチン：町内幼稚園・保育園・こども園に通う5歳児（年長）を対象にした食育事業の一環の料理教室の事前教育。

※12 レッツ5キッチン：町内幼稚園・保育園・こども園に通う5歳児（年長）を対象にした食育事業の一環の料理教室。

#### （4）思春期保健対策の充実

思春期は、身体が著しく成長する一方、大人になっていくことに対する理想と現実のギャップに悩むなど、精神面では不安定になりやすく、様々な問題が生じやすい時期であるため、思春期の子どもが心身ともに健全に成長できるよう支援していくことが重要です。

近年、思春期における性行動が低年齢化していることを背景に、10代の性感染症や望まぬ妊娠、それに伴う人工妊娠中絶が増加しています。また、未成年での喫煙・飲酒、薬物乱用も社会問題となっています。

このため、性感染症予防の教育、喫煙や薬物等に関する知識の普及・啓発などを推進するとともに、児童・生徒が健康の重要性を理解し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理・改善していく能力を育成する健康教育を推進します。

また、学童期・思春期における心の問題への専門的な相談体制などの強化を図ります。

推進施策	具体的な取組み	担当課
性・性感染症に関する知識の普及	学校における性教育のあり方を検討し、生徒が真剣に受け止められる時代にあった性教育を実施し、性や避妊、性感染症・性感染症予防等に関する正しい知識の普及に努めます。	健康増進課 こども育成課
相談体制の充実	性に関する問題・悩み等については、相談しにくいいため、医療機関・保健福祉機関が学校と連携し、思春期の若者が気軽に相談できる体制の整備に努めます。	健康増進課
喫煙の防止	受動喫煙を含め、喫煙が体に及ぼす悪影響等の知識の普及をしていきます。 また、思春期までの成長期における保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校での敷地内禁煙を実施するとともに、家庭内・事業所等での分煙、禁煙化の徹底を図り、受動喫煙防止の環境づくりを推進します。	健康増進課 こども育成課
飲酒の防止	禁煙講演会に併せて知識の普及及び指導を行います。 また、未成年者の購入阻止の徹底を図ります。	健康増進課 こども育成課

推進施策	具体的な取組み	担当課
薬物等の危険性の啓発と使用阻止	幻覚等の特別な感覚を与える薬物（危険ドラッグ）はインターネット、その他の場所で入手が可能のため、関係機関と連携し、購入阻止の徹底を図るとともに、それらの薬物が身体に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。	健康増進課
24時間電話無料相談	すべての町民を対象にし、医師、保健師、看護師等の専門職による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の相談を24時間、年中無休で、小山町専用フリーダイヤルによる電話相談を実施する中で、保護者や本人が気軽に子育てや思春期等の相談ができる体制の整備に努めます。特に、子ども自らが相談できることを周知し、中高生等の利用促進を図ります。	健康増進課

### (5) 医療環境の充実

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのためには、安定した小児医療体制の確保は欠くことのできないものです。

町内には病院や診療所が立地し、初期救急医療、休日・夜間の急病患者については御殿場市救急医療センターが対応していますが、本町には小児科を専門とする医師はおらず体制は十分とはいえない状況にあります。

日頃から継続的な医療が安心して受けられるとともに、緊急時にも迅速な医療が受けられるよう、今後も県や近隣の市町、医療機関等との連携を強化し、小児医療のさらなる充実に努めます。

また、乳幼児から中学生までの入院・通院にかかる医療費助成を実施し、子どもを持つ家庭の経済的な支援に取り組めます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
こども医療の充実	子どもの疾病の予防や早期発見を図るため、関係機関と連携し、子どものための医療体制の充実に努めます。また、「こども医療費助成制度」により、医療にかかる費用負担の軽減を図っており、適切に助成制度を利用してもらうよう啓発活動を推進します。	健康増進課
病児・障がい児医療、療育の充実	病児・障がい児が身近でより専門的な医療・リハビリテーション・療育等を受けることができるよう、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。	健康増進課 住民福祉課
救急医療の充実	広報紙・ホームページ等を活用し、休日の当番医に関する情報を提供するとともに、関係機関と広域的な連携のもと、夜間休日対応の救急医療センターのさらなる充実に努めます。	健康増進課

## 2 子どもの人権を大切にす地域づくり

### (1) 子どもの権利に関する理解の醸成

子どもは一人の人間として、大人と同じように自由と権利がありますが、近年は、児童虐待や犯罪被害、いじめの問題など、子どもの人権にかかわる様々な問題が発生しています。

このため、ホームページや生涯学習の場などを活用して、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を周知し、子どもの権利に関する理解の醸成を図ります。

推進施策	具体的な取組み	担当課
子どもの権利条約の周知	ホームページや生涯学習の場などを活用して、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の周知を図ります。	こども育成課

### (2) 子どもの居場所・活動の場の充実

近年、児童数の減少や遊び場の不足により、子どもが十分に体を動かしたり、子ども同士が関わりあい、知恵を出し合っ遊んだりできる環境が少なくなっています。

子ども同士の遊びや交流は、健康の増進、人間関係からつくられる情緒面の発達、社会性・協調性の形成など、子どもの心身の成長・発達に必要な多くの要素を身につけていくうえで非常に重要です。

地域において子どもがよく遊び、健全に成長していけるよう、遊び場、スポーツの場、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる場など、安全で安心して過ごすことのできる環境を創出し、子どもの健全な育成を促進していきます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
放課後児童クラブ	再掲（p39）	こども育成課
子どものスポーツ活動環境の充実	子どもが様々なスポーツ活動を気軽にできるよう、既存スポーツ施設の設備・備品等の充実に努めるとともに、総合体育館等の地域開放を継続実施します。	生涯学習課
図書書の充実	役場等に移動文庫を設置し、図書館には、赤ちゃん絵本コーナーの設置を継続します。さらにリクエスト図書、リサイクル市、図書館ファンクラブ等、図書のさらなる充実に努めます。また、絵本の読み聞かせ、ブックスタートパック※13、セカンドブック配布※14の実施等により、幼児や児童の読書習慣の定着に努めます。	生涯学習課

※13 ブックスタートパック：図書館ボランティアの読み聞かせや、絵本のプレゼントを実施。

※14 セカンドブック配布：ブックスタートで楽しい絵本の世界と出会われたみなさんが、ますます豊かに深く読書の世界に入っていけるよう小学校入学児に本のプレゼントを実施。

### 3 支援を要する子どもや家庭を支える仕組みの充実

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童相談所における児童虐待の件数は全国的に増加傾向となっています。しかし、児童虐待は判別が難しく、家庭内で行われることが多いため、顕在化しにくく、正確な実態を把握するのは困難といわれています。また、周囲の児童虐待に関する知識・認識不足により見過ごされることや、虐待を受けた子どもがさらなる虐待を恐れて証言しないというケースもあります。

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、子どもを虐待から守ることについて、住民一人一人に関心と理解を深める啓発活動を行っています。

また、虐待の要因となる育児不安の軽減に向けた相談体制の充実に努めるとともに、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護とケア、そして保護者に対する指導・支援にいたるまで、切れ目のない総合的な支援となるよう、関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
虐待防止の啓発活動の推進	保育園、幼稚園、認定こども園、学校、こども相談員、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、警察、県などの関係機関、関係団体との連携を強化しながら、広報紙・ホームページ・無線放送の活用など、あらゆる機会や媒体を通じて、児童虐待防止法の啓発を図るとともに、虐待を発見した場合における通告義務の周知に努めます。	こども育成課
早期発見体制の強化	乳幼児健康診査・乳児訪問時等に母子双方の状況を注視し、必要な助言・指導をしていくとともに、保育園、幼稚園、認定こども園でも園児の虐待に関わる痕跡や状況を観察し、早期発見に努めます。	こども育成課 健康増進課
相談体制の強化	虐待されている児童・虐待してしまう親が、気軽に相談できる相談窓口の周知を図るとともに、速やかで的確な対応ができる職員の対応力の向上を図るなど、相談体制の充実に努めます。	こども育成課
要保護児童対策地域協議会の運営	再掲（基本目標1）P42	こども育成課

#### (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、両親が揃っている家庭に比べて、経済的、社会的、精神的に不安定になりやすく、家庭生活においても様々な問題や悩みを抱えています。

このため、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進にむけて、経済的支援を継続するとともに、子どもが健やかに成長するために必要な支援を各家庭の状況に応じて実施していきます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
子どもの居場所づくり	ひとり親家庭においては、親の就労により、学校等から帰ってきた子どもがひとりになる場合が多いため、放課後児童クラブなど安全に過ごせる居場所づくりに努めるとともに、これらのサービスの周知を図ります。	こども育成課 生涯学習課
経済的支援の実施	経済的な支援が必要なひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、母子・父子家庭医療費の助成、保育料の減免等の経済的支援を継続実施するとともに、支援を必要とする人が制度を活用できるよう、各種制度のパンフレット等を窓口配布する等、制度の周知に努めます。	こども育成課

### (3) 障がいのある子どもの支援体制の充実

障がいのある子どもが早期に適切な相談や指導、医療を受けられるように、乳幼児健診等において障がいの予防と早期発見に努めるとともに、親が子どもの成長発達や障がいを正しく理解し受け止め、子どもにとってより良い方向へ導いていけるような体制づくりが必要です。

このため、「おやま障がい者福祉プラン（平成24年3月策定）」に基づき、障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともにいきいきと成長することができるよう、幼稚園、保育園、認定こども園、学校等と受け入れ推進や特別支援教育の充実など教育支援体制の整備に努めます。

また、障がい児手当をはじめとする経済的支援や福祉サービス等の充実を図り、障がいのある子どもとその家族の生活を支援していきます。

さらに、特別な教育支援や療育が必要な子どもについては、状態に応じた適切な教育支援や放課後児童クラブの受け入れ推進など、将来の自立や社会参加に向けた様々な支援策を行います。

推進施策	具体的な取組み	担当課
障がいのある児童のための施設の整備	障がいのある子どもが快適に地域、在宅で生活できるよう、周辺市町・関係機関との連携を図り、日常生活訓練を行う施設等の整備を図るとともに、専門相談員の確保に努めます。	健康増進課 住民福祉課
地域療育の充実	地域において障がいをもち、支援を必要とする乳幼児の適切な療育ができるよう、自立支援協議会の中での情報共有・支援体制を強化し、保育園・幼稚園・認定こども園・療育施設相互の連携と受け入れ体制の整備に努めます。	健康増進課 住民福祉課 こども育成課

推進施策	具体的な取組み	担当課
教育・保育体制の強化	発達障がいを含み特別な支援を必要とする子どもが適切な教育保育を受けられるよう、特別支援教育の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、教育体制の充実に努めます。	こども育成課
自立生活の支援	障がいのある子どもができる限り住み慣れた地域で自立的な生活ができるよう、居宅介護や児童デイサービスなど障がい福祉サービスの提供体制の整備に努めます。	こども育成課 住民福祉課 健康増進課
相談体制の充実	障がいのある子ども・発達上の課題を抱えた子どもを養育している人が、気軽に相談・指導が受けられるよう相談体制の充実に努めます。	健康増進課 こども育成課 住民福祉課
経済的支援の充実	重度の障がいのある児童等（身体障害1級・2級、内部障害3級、療育手帳A・B1、特別児童扶養手当支給1級の障がい者）の保健の向上と生活の安定を図るため、医療費を助成します。また、障がいのある児童等の障がいを補うため、補装用具及び日常生活用具の給付を実施します。	住民福祉課



小富士へ遠足（幼稚園）

## 基本目標3

### 子どもを産み育てる喜びを分かち合える地域社会の形成

#### 1 子育て支援基盤の充実

##### (1) 子育て支援サービス等の充実

近年、核家族化や情報化が進行し、地域において人と人とのつながりが薄れていく中、身近に相談できる相手や子育てに協力してくれる相手がないなど、不安や悩みを抱え、子育てに負担を感じる人が増えています。町では、仕事の関係で転入し、周囲に子育ての支援をしてくれる親族や知人もいないため、子育ての不安や負担、孤立を感じている家庭もあるため、親の就労状況に関わりなく、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実が求められています。

親の育児負担を軽減し、子育て家庭が孤立するのを防ぐため、子育てをする親同士が気軽に集い、交流できる場や子育てに関する相談ができる場の提供を行うなど、地域における総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	再掲（基本目標1）P43	こども育成課
子育て支援事業の充実	就園前の子どもと保護者が気軽に利用でき、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助、交流が行えるように、幼稚園3箇所を拠点に、事業（わくわくランド）を継続していきます。	こども育成課
育児講座の充実	多くの方が興味をもつテーマの選択、質の高い講師の確保等により育児講話の充実を図り、参加者の増加に努めます。	健康増進課 こども育成課
育児相談の充実	利用者支援事業の実施により、子育て相談体制の充実を図ります。また、子ども相談員による、小・中学校、保育園、幼稚園、認定こども園への巡回相談を実施し、日ごろの疑問や心配ごと等の解消に努めていきます。	こども育成課
子育て優待カード事業	子育ての家庭を地域、企業、行政が一体となって支援する気運の醸成と子どもと保護者とのふれあいを深める目的で、18歳未満の子どもを同伴した保護者又は妊娠中の方が、県内すべての協賛ステッカーを掲げる協賛店舗・協賛施設において優待カードを提示すると、店舗・施設ごとに決められた特典を受けることができる子育て優待カード事業について、周知に努めるとともに、協賛店舗の拡大を図ります。	こども育成課

## (2) 家庭の教育力の向上

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。

しかし近年、社会環境が変化する中、保護者が子育てに自信を持てなかったり、親としての自覚や責任に欠ける状況がみられるなど、家庭における教育機能の低下が懸念されています。

そのため、親が家庭の教育的役割や育児についての意識を高めることができるよう、子どもの成長段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実するとともに、子育てに関する負担感や悩みを軽減できる相談体制の充実など家庭の教育力の向上に向けた取組みを行います。

推進施策	具体的な取組み	担当課
家庭教育学級の開催	幼稚園・認定こども園・小学校・中学校のPTA 会員を対象に、家庭教育に関する学習を行う家庭教育学級や講演会を開催するなど、家庭教育の充実に努めます。	生涯学習課
家庭教育相談の実施	家庭での子どものしつけ・教育に関する悩みを、こども相談室「なのはな」において実施します。今後も、サービスを周知し、利用者の増加を図り、家庭教育の充実に努めます。	こども育成課
家庭教育の講習会・講演会の実施	子育てやしつけなどの家庭教育のあり方を親が見つけ直す機会として、家庭教育の講習会・講演会を実施します。	生涯学習課

## (3) 地域社会における子育て支援

子どもが自らを取り巻く地域社会とのかかわりを持つ機会が少なくなってきており、そのことが、子どもの地域に対する関心の低下、地域住民における子どもへの関心の低下につながります。

子どもにとって、身近な地域の中で、地域の人々とふれあいながら学べることは多くあり、また、地域で子育てを支えていく社会を実現するためには、地域住民と子どもの交流が大切なため、地域住民による子育て支援活動の支援や交流の場・機会の創出を図ります。

推進施策	具体的な取組み	担当課
子どものスポーツ活動環境の充実	NPO 法人小山町体育協会や生涯学習施設指定管理者による親子体操教室、親子スポーツ教室の活動を支援します。	生涯学習課
文化・芸術鑑賞時の託児の実施	子育て中の親がゆっくり文化・芸術鑑賞ができるよう、事業開催時の託児を実施します。	生涯学習課

第2部 施策の方向と展開

基本目標3 子どもを産み育てる喜びを分かち合える地域社会の形成

推進施策	具体的な取組み	担当課
ジュニアリーダーズクラブによる若者の育成	町子連と連携し、ジュニアリーダー※13を町子連行事に参加させ、行事の手伝いや補助活動等を通じて、自主的な子どもの育成に努めます。	生涯学習課
世代間交流の促進	近年、核家族化が進み、児童が高齢者等と接する機会が減っているため、保育園、幼稚園、認定こども園において高齢者等と交流する機会を提供し、児童の健全な育成に努めます。	こども育成課
子育てサークルへの支援	現在活動している子育てサークルが円滑に活動できるよう、施設利用時の支援や、必要な情報提供やアドバイス等、ネットワークづくりを促進するためのサークル相互の交流に関する支援を充実します。	健康増進課
各種団体活動の支援	子どもの健全育成支援の側面もあるスポーツ少年団、こども会等の活動を促進するため、活動に対する補助を実施するとともに、活動参加の呼びかけなどの支援を実施します。	生涯学習課
通学合宿の推進	家庭を離れた環境で、異年齢での共同生活を通じ、お互いの立場を理解し、協力し合う心を育む。地域の教育力の向上を目指し、地域全体で子どもを育てる意識を高め、子どもの健全育成に関わることを目的として、町内各小学校区単位での実施を継続します。	生涯学習課

※13 ジュニアリーダー：子供会を卒業した中高生によるボランティア組織。



夕食づくり（通学合宿）

## 2 子どもの生きる力の育成

### (1) 次代の親の育成

子どもは将来、家庭を築き、次の世代の子どもを産み育て、未来の社会を支える重要な役目を担っています。

しかし、少子化の影響により、子どもと接することがない、あるいは少ないまま親となる人が増えており、子どもとのふれあいの不足が子育て不安の一因として指摘されています。

そのため、次代の社会を支える中学生・高校生が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、学校や地域で乳幼児をはじめとする異世代とふれあう機会を提供するとともに、ボランティア活動など様々な社会体験へ参加する機会を広げ、豊かな社会性・人間性をもった若者の育成に努めます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
体験学習の促進	図書館体験学習や、中学生の職場体験学習を推進し、社会に適應できる若者の育成に努めます。	生涯学習課
ボランティア活動の促進	地域社会に貢献できる心のやさしい若者を育成するため、中学生ボランティアに各種事業での活躍の場を提供するとともに、より質の高いボランティア育成のために研修会等の実施を継続します。	生涯学習課
乳幼児・児童との交流促進	小・中学生、高校生と乳幼児・児童が交流する機会を提供し、乳幼児・児童に対する愛情・理解のある若者の育成に努めます。	こども育成課
文化・芸術活動の促進	芸術鑑賞会の開催を実施し、児童・生徒が演劇、音楽等の芸術にふれる機会の提供に努めます。	生涯学習課



ボランティア活動(中学生)

## (2) 教育環境等の整備

次世代の担い手である子ども一人一人が、個性と可能性を十分に発揮しながら、心豊かにたくましく成長することができるよう、教育環境の整備・充実を図ることが必要です。

基礎的な学力の定着を図ることはもとより、幅広い教育内容の充実を図り、自ら学び考え判断する力、豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成するための教育を推進していくとともに、いじめ問題や不登校児童への対応においても、相談体制の充実等さらなる対策の強化を図り、子どもの成長段階に応じた安心して学べる教育環境づくりに取組みます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
学校施設の整備	学校施設の安全性を高めるため、国や県の補助制度を活用して施設・設備の改修に努めるとともに、より良い教育環境を提供していくため、施設・備品等の充実に努めます。	こども育成課
教育内容の充実	関係機関と連携し、教育内容の充実に努めるとともに、これからの教育において重要となる環境教育、道徳教育、職場体験学習、情報化教育、国際化教育、心の教育にも力を入れて取組みます	こども育成課
学校への適応支援対策の充実	小学校の生活に円滑に対応できるよう、小学校1年生学級への非常勤講師の配置を継続するとともに、不登校児童生徒に対する支援を推進していきます。	こども育成課
相談体制の充実	いじめや不登校対策として、気軽に悩みを相談できるよう、教育支援専門チームの設置による巡回相談を実施します。	こども育成課
就学援助の推進	すべての家庭の子どもの健全な育成を図るため、遠距離通学費の補助、学用品費等の援助等、必要に応じた経済的支援を実施していきます。今後も、学校との連携を密にし、経済的困難な世帯の潜在的な対象者の把握に努め、有効かつ適正な援助を実施していきます。	こども育成課
学校運営体制の強化	円滑かつ適正に学校が運営されるよう、全小中学校で設置されている学校評議員制度の活用等により、今後も地域に開かれた学校運営に努め、教育活動を充実します。	こども育成課

### 3 働きながら子育てすることができるしくみづくり

#### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

近年、共働き世帯の割合が増加していく中で、男性の家庭内における役割は大きくなっていますが、旧来の性別固定観念に基づく役割分担意識が依然としてみられます。

仕事と生活の調和を考えた多様な働き方の実現に向けて、職場優先の意識や固定的な役割分担意識等の解消のため、家庭・職場・学校などあらゆる分野で男女共生社会における役割について再考するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現に向けた働き方の見直しなどについて事業主・労働者双方の意識改革に努めます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
関連法制度等の広報・啓発	男女が対等な責任を持って仕事と家庭の両立ができる環境を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等に関わる関係各法や制度の周知を行うとともに、仕事時間と生活時間のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、関係機関と連携し、仕事と生活の調和についてより考慮を促すよう企業・団体へ働きかけていきます。また、次世代育成支援対策推進法が延長され、新たな認定制度「子育てサポート企業」認定が創設されたことなどについて周知を図ります。	町長戦略課
男女共同参画の促進	男女共同参画のさらなる促進を図るため、「第3次小山町男女共同参画社会づくり計画」に基づき、男女が平等でともに社会貢献できるよう、女性の社会参加を積極的に促進し、男女共同参画社会の形成に努めます。	生涯学習課
就労機会の拡充	女性の就労機会・再就労機会の拡充を図るため、県や関係機関と連携し、パートタイム就労等も含め、各種就職支援情報の提供、職業訓練に関する講座の広報・周知に努め、企業への雇用機会創出の働きかけなどを行っていきます。	商工観光課

#### (2) 仕事と子育ての両立の推進

男女がお互いに仕事と子育てを両立させていくためには、お互いが協力して子育てに取り組んでいくことが重要となっています。そのためには、男性の育児休業の取得など、社会全体の意識改革を含めた男性の働き方の見直しが必要となります。

男女がともに支え合いながら、子どもが成長することの喜びや子育ての楽しさを分かち合うことのできる社会の実現のため、育児休業の利用促進などについて事業主・労働者双方の意識改革に努めるなど、子育てに理解のある就労環境の推進に向け取り組めます。

また、仕事と子育てが両立できるよう、多様なニーズに対応した、広く利用しやすい保育サービス等の提供ができる環境づくりに努めます。

第2部 施策の方向と展開

基本目標3 子どもを産み育てる喜びを分かち合える地域社会の形成

推進施策	具体的な取組み	担当課
性別による意識の改革	若い世代においては、家事・育児の分担を夫婦で行うことに対する理解が深まっていますが、依然として「女性は家庭、男性は仕事」と考える人もいます。男女平等と自立の意識を確立するため、広報紙・パンフレット・ホームページ等により、人権尊重や男女平等に関する情報提供や啓発活動を実施していきます。	生涯学習課
育児休業制度の拡充促進	仕事と育児を両立するためには、育児休業制度は非常に重要です。そのため、国や県と連携しながら、育児休業制度や関連機関が実施している奨励制度等について、町民及び町内事業所への周知を図り、女性はもとより男性に対しても育児休業制度の活用促進を働きかけます。	健康増進課
労働環境向上の促進	育児をする女性・男性が円滑に仕事と育児を両立できるよう、企業内の託児所施設の設置促進等、労働環境の向上を企業に働きかけていきます。	商工観光課
保育サービスの充実	保育を希望するすべての子どもを受け入れられることができる体制の充実を図るとともに、多様化する保育ニーズに応えるため、利用者の生活実態や意向を踏まえ、町民にとって利用しやすい保育サービスの提供に努めます。 ⇒子ども・子育て支援事業計画参照	こども育成課



園庭で雪遊び(幼稚園)

## 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

### 1 子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備

#### (1) 生活基盤の整備

子どもと子育て家庭が安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるためには、居住環境や道路、公共施設等の生活基盤の整備が必要です。

このため、子育て家庭へ良質な住宅の提供や、道路、公共施設等におけるバリアフリーの推進など、子育てにやさしい環境整備を推進していきます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
居住環境の向上	子どもと子育て世帯の生活基盤となる居住環境向上のため、町営住宅の設備等の改修・更新、定住促進のための住宅取得等に生じる借入金の利子補給、良質な住宅提供のための事業者への啓発などを行います。	都市整備課
道路環境の整備	子どもが事故に巻き込まれることのないよう、道路の整備や歩道の確保、横断歩道・交通標識・スクールゾーン・ガードレール・カーブミラー等の交通安全施設の設置を道路危険箇所の優先順位により、効果的に推進します。また凍結防止剤の散布など凍結事故防止対策についてより一層推進します。	建設課
公共施設等の充実	ベビーカー・車イスの利用者の利便性、子どもの安全性を高めるため、財政状況等を踏まえながら、計画的に公共施設のバリアフリー化を推進します。また、既存の施設の改修、新たな公共施設の設置については、ユニバーサルデザインの理念を基本とし、だれでも利用しやすい設計に努めます。 子ども連れの人の利便性を高めるため、公共施設における子どもに配慮したトイレ・ベビーベッド・授乳室等の整備を、計画的に推進します。	健康増進課 都市整備課
公園設備の整備	既存公園の設置状況のバランス、住民のニーズを考慮し、親子のふれあいの場、地域のコミュニケーションの場となる身近な公園の整備を検討していきます。子どもが安全に遊べるよう、既存公園の遊具の点検を継続的に行い、必要に応じて改修等の整備をしていきます。	都市整備課 こども育成課

(2) 安心して外出できる環境の整備

住民の通学、通院、買い物などの日常生活上不可欠な移動確保のためには、地域公共交通の果たす役割は増大しています。

これらの要請に応えるため、「地域公共交通により、だれもが移動できるまち」を基本理念とし、町が先頭に立ち、事業者、関係者との連携・合意のもと、まちづくりと一体で、持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスの形成を推進します。

推進施策	具体的な取組み	担当課
金太郎公共交通計画の推進	車を利用できない人にも外出機会の確保を図り、利便性の高い公共交通とするために、路線バス、コミュニティバスの乗り継ぎが簡単な運行の実施や、わかりやすい適切な情報を提供します。 また、北郷地区における通学時間帯の路線バスの維持、確保及び足柄、成美、明倫地区における通園、通学の安全性・利便性を確保するため、スクールバス・通園バスの運行を実施します。	町長戦略課 こども育成課

2 犯罪や災害等から子どもの安全を確保する体制の整備

(1) 防犯対策等

子どもが日常生活の中で、犯罪に巻き込まれる可能性が少なくありません。

このため、子どもを犯罪等による被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、子どもを対象とする犯罪の取締りや通学路等のパトロール、犯罪等に関する敏速な情報提供や情報交換等を推進していきます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
学校の安全対策の強化	緊急時の児童・生徒の避難体制の強化・指導を図ります。また、児童には防犯ホイッスルを配布し、常時携帯するように指導していきます。今後は地域において住民が見守れる体制づくりの構築に努めていきます。	こども育成課 地域防災課
防犯活動の強化等	防犯灯の設置とともに、各中学校区に設置した地域防犯連絡協議会など関係団体と連携し、パトロール・補導活動等を実施します。 また、子どもが犯罪に巻き込まれそうになった時、駆け込みや避難ができる「かけこみ110番の家」の設置増加及び機能強化を図ります。	こども育成課 地域防災課 各小学校
防犯に関する意識の啓発	子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を実施し、正しい知識の普及を図るとともに、保護者へのメール配信体制の更なる充実を図り、また、広報紙等により、保護者への注意点等を啓発します。	こども育成課 地域防災課

推進施策	具体的な取組み	担当課
情報教育の充実	インターネット上の有害サイトの閲覧防止のための取り組みや、SNSを活用したコミュニケーションツールの適切な使用のための指導等、情報教育の充実を図ります。 また、保護者に対して、スマートフォン等の利用のリスクや対策などについての周知を図ります。	生涯学習課
被害にあった子どもへの対策	犯罪の被害にあった子どもの心の傷をいやすため、臨床心理士等の専門家と連携し、迅速できめ細かなメンタルケア体制の強化を図ります。	こども育成課

## (2) 防災対策

近年は、地震や風水害、雪害、土砂災害などの大規模な災害が全国的に相次いで発生しており、子どもが被害に遭うケースも多くみられます。

そのため、いざというときに、どのように子ども達を災害から守るかについて、家庭や保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域などが連携しながら、防災対策を進めていきます。

推進施策	具体的な取組み	担当課
家庭の防災対策	住居形態や家族構成など、それぞれの家庭の状況に応じて、避難の方法や持ち出し品の準備など、災害時への備えについて啓発活動を行います。	地域防災課
教育・保育施設における防災対策	災害時における子ども達の安全確保のため、避難訓練や防災教育の推進に努めるとともに、施設・設備の安全性の確保や避難路の安全確認、避難方法、保護者との連絡方法の確認などを行い、日頃からの防災・減災対策に努めます。	こども育成課
地域における防災対策	妊婦や乳幼児等がいる家庭に対して、避難支援等が速やかに行えるよう、災害時の支援体制の強化を促進します。	地域防災課



防火・交通安全パレード

## 第2部 施策の方向と展開

### 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり



## 第3部 計画の推進に向けた体制

---



## 1 行政、住民、地域団体、企業等の役割

この計画は、行政はもちろんのこと、住民、地域団体、企業等それぞれが適切な役割を分担し、連携・協力しながら一体となって進めていくことが重要です。

### (1) 行政の役割

町は、この計画の内容を広く住民に知らせるとともに、施策の実施主体として、住民主体のボランティア活動を積極的に支援し、民間活力の導入を図るなど、住民、企業、団体、国・県などと連携・協力しながら各種事業を計画的に推進します。また、必要に応じて、国・県に対して支援の充実や制度の見直しを要望します。

### (2) 住民（個人・家庭）の役割

住民は、子どもを一人の人格をもった人間として尊重し、しつけや教育などを含めた子育てを男女が協力して行います。

さらに、住民は、子育ての基本を家庭としつつ、社会全体で担うという認識のもとに、家庭環境、心身の障がいの有無などに関わらず、すべての子どもが健全に成長できるよう、温かい目で見守るとともに、子ども同士や子どもと地域の人々との交流を通じて、地域の子育てを支援するように努めます。

### (3) 地域団体の役割

区長会、子ども会や児童育成団体などの地域団体は、子育て支援の地域社会をつくるための核として、子どもの見守りや各種の育成活動を積極的に展開するように努めます。また、これらの団体活動が子ども同士の交流や高齢者との交流を促し、ともに学び、多様な体験を深められるよう、ボランティア活動等への参加の拡大に努めます。

### (4) 企業等の役割

企業や経済団体及び農業団体などは、子どもが社会の活力の源であることを踏まえ、男女がともに子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができるよう、就労環境の整備に努めるとともに、福祉、教育、芸術、文化、スポーツ活動など地域社会への貢献活動の充実に努めます。

## 2 計画の推進体制

この計画の実現に向けては、毎年度、PDCA サイクルに基づき、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととします。

### (1) 計画の周知

この計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者、関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が不可欠ですので、この計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

### (2) 関係機関等との連携・協働

この計画の推進には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制の確立を推進します。

### (3) 計画の実施状況の点検・評価

この計画に定められた施策の実施状況を毎年度、点検・評価していきます。その結果についても広報紙やホームページへの掲載などにより公表し、今後の計画の推進や見直しに反映させていきます。

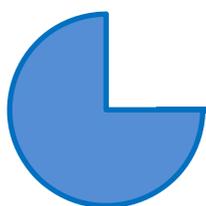
### (4) 子ども・子育て会議

この計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき設置しました「小山町子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。

### (5) 庁内の推進体制

この計画の推進にあたっては、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を把握・点検し、評価を行い、必要な部分を見直し改善しながら、その後の対策を実施していけるように、庁内における推進体制を確立します。

# 資料編





## 資料1 小山町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	内 容
平成 25 年 11 月 ～12 月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
平成 26 年 2 月 28 日	第 1 回 小山町子ども・子育て会議 (1) 会長・副会長の選出 (2) 子ども・子育て新制度概要説明 (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告について (4) 今後の小山町の子ども・子育て支援施策について
平成 26 年 4 月 28 日	第 2 回 小山町子ども・子育て会議 (1) 小山町のニーズ量算出について (2) 見込み量の確保について
平成 26 年 6 月 26 日	第 3 回 小山町子ども・子育て会議 (1) 見込み量確保方策の検討 (2) 子ども・子育て支援事業計画の構成案について (3) その他
平成 26 年 11 月 18 日	第 4 回 小山町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育てに関する条例について (2) 子ども・子育て支援事業計画の素案について (3) その他
平成 27 年 1 月 14 日	第 5 回 小山町子ども・子育て会議 (1) 保育の必要性に関する基準について (2) 子ども・子育て支援事業計画の素案について (3) その他

## 資料2 小山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、小山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の会議議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、町長の定める課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

## 資料3 小山町子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小山町子ども・子育て会議条例（平成25年小山町条例第36号）第8条の規定に基づき、子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、委員が会議に出席できない場合であつて、当該委員からあらかじめ申出があつたときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 会議における内容は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）

(3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項ただし書の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 資料4 小山町子ども・子育て会議委員

	役職	氏名	所属
1	会長	齋藤 治俊	学識経験を有する者（元岐阜聖徳学園大学准教授）
2	副会長	杉山 清人	町長が必要と認める者（小山町民生委員児童委員代表）
3	委員	藤田 千代子	子育て支援従事者（小山町放課後児童クラブ指導員代表）
4	委員	長田 正國	事業主の代表（社会福祉法人 博友会企画室長）
5	委員	高村 芳章	教育関係者（小山町校長会代表）
6	委員	岩田 博子	教育関係者（小山町立幼稚園代表）
7	委員	小野 美幸	保育関係者（小山町立保育園代表）
8	委員	込山 貴徳	子どもの保護者（小山町立保育園保護者代表）
9	委員	鈴木 綾希子	子どもの保護者（小山町立幼稚園保護者代表）
10	委員	富川 和也	子どもの保護者（小山町立認定こども園保護者代表）
11	委員	小澤 隆	子どもの保護者（小山町立小学校保護者代表）
12	委員	湯山 法子	町長が必要と認める者（町民代表）



小 山 町  
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行 小山町  
企画・編集 小山町教育委員会 こども育成課  
〒410-1311 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2